

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号) 政策企画部企画調整課(0771-25-5006)

1 施設の概要

施設の名称	亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみ
所在地/電話番号	亀岡市西野町14・15番地/070-2319-9360
開設年月	平成30年10月
設置条例	亀岡市移住・定住促進施設設置条例
設置目的	移住・定住者を呼び込むために、本市の持つ城下町としての特性を活かし、古民家を改装した移住体験施設に観光振興のための宿泊機能も併設させることで、本市の魅力を移住希望者のみならず、観光客にもPRし、本市の地域活性化を加速化させる。
施設概要	①木造瓦葺2階建て:宿泊室「応挙」(定員5人)及び「梅岩」(定員3人) ②木造瓦葺平家建て:宿泊室「了以」(定員3人) ③土蔵造瓦葺2階建て:倉庫 ④木造瓦葺平家建て:管理用詰所

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	株式会社ちいおりアライアンス			指定期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
	所在地/電話番号	徳島県三好市東祖谷釣井209／0883-88-5290				終了日	令和 10 年 3 月 31 日
選定方法		☐ 一般公募	☐ 条件付公募(※)	☐ 非公募(※)	評価 対象期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
利用料金制度		☐ 導入済	☐ 未導入			終了日	令和 7 年 3 月 31 日

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和6年度決算 (指定期間1年目)	令和7年度決算 (指定期間2年目)	令和8年度決算 (指定期間3年目)	令和9年度決算 (指定期間4年目)
3,138	546	-	-	-
補足説明	施設の管理運営業務に必要な経費として市が指定管理者に支払っている指定管理料である。 移住体験利用等の差額については年度末に調整し指定管理料を増額。			

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和6年度決算 (指定期間1年目)	令和7年度決算 (指定期間2年目)	令和8年度決算 (指定期間3年目)	令和9年度決算 (指定期間4年目)
5,202	7,204	-	-	-
補足説明	利用料金制度を導入している施設のため、指定管理者の収入となる。			

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

指標名	単位	稼働率の求め方	令和5年度実績 (前指定管理者 指定期間の 最終年度)	令和6年度実績 (指定期間 1年目)	令和7年度実績 (指定期間 2年目)	令和8年度実績 (指定期間 3年目)	令和9年度実績 (指定期間 4年目)
施設全体の利用者数(延べ)	人	-	657	676	-	-	-
宿泊室「了以」(延べ)	人	-	183	181	-	-	-
宿泊室「梅岩」(延べ)	人	-	141	174	-	-	-
宿泊室「応挙」(延べ)	人	-	333	321	-	-	-
施設全体の稼働率	%	宿泊数÷稼働日(365日)	24.2	25.6	-	-	-

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	予約については、24時間誰でも公平に予約できるインターネットシステムを活用し、利用者の公平な利用を確保した。そのほか、電話予約も可能とし、多くの人が利用しやすい状況を確保した。
利用者に対するサービスの向上	誰もが利用（予約）しやすいように、特設のホームページを立ち上げている。また、亀岡市民に対しては市民割引を適用するなど、より多くの方に利用いただける工夫を行った。 また、施設の滞在をより楽しんでもいただくために、亀岡食材を使った地元料理の提供や、城下町ガイドツアーのほか文化体験なども実施した。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	亀岡市への移住を検討されている方のうち、古民家を希望されている方には積極的に「移住体験利用」を促進し、施設利用者の増加につなげるとともに、移住促進を図った。
管理経費の縮減	利用者の少ない平日を休館するなどして人件費等の削減に務めた。
施設の適切な維持管理	毎月1回の打ち合わせをする中で、利用促進だけでなく、保守点検や修繕などの必要な箇所を共有し、施設の長寿命化に務めた。また、利用者の安全を確保するために、万全の危機管理体制と安全体制を確立し、施設事務所に安全マニュアルを常時保管し、緊急時の連絡体制や処置等を明確にし対応した。
施設の適切な運営	当該施設の各種仕様書に基づき、適切な運営を行った。また、毎月1回の打ち合わせをする中で、様々な問題点や利用者からの声などを共有し、施設の適切な運営に務めた。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

（全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載）

該当なし

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況（実施していない場合はその理由）

把握方法	利用者にアンケート調査票を渡し、アンケートに記入いただく。
把握結果	スタッフの対応が丁寧で素晴らしかった。 部屋がきれいで清掃が行き届いていた。 シャムプーなどのアメニティが充実していて快適に過ごせた。 建物の設えや庭園の手入れが素晴らしかった。
把握結果への対応	指定管理者との情報共有を徹底し、さらに満足度向上を図る。

9 その他課題事項とその対応状況

特になし

10 施設所管課による指定管理者の評価

	S：特にすぐれている	利用者の満足度向上を図るため、施設内の植栽管理や徹底した清掃などに努めており、適正な管理運営が行われていると評価できる。また、利用者アンケートの結果を見ても、利用者から高い評価をいただいている。 市内の飲食店とも協力し、満足度の高いケータリングサービスは評判もよく評価できる。 新たな利用者やリピーターを獲得するため、施設の満足度を上げるだけでなく、スタジアムでの試合観戦者割引など、市内施設等とコラボ事業を取り入れるなど、自主事業等の取組みも評価できる。
○	A：適正である	
	B：さらなる努力が必要	
	C：改善すべき点がある	

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号) 生涯学習部市民力推進課(0771-25-5002)

1 施設の概要

施設の名称	ガレリアかめおか
所在地/電話番号	亀岡市余部町宝久保1番地の1/0771-29-2700
開設年月	平成10年9月5日
設置条例	ガレリアかめおか条例
設置目的	生きる喜びと豊かな心を育むまちの実現を目指し、市民の自主的な学習及び交流活動を助長し、活発にさせる幅広い生涯学習及び交流活動の拠点となる中核的複合施設として設置。
施設概要	(1) 情報交歓施設(ロビーギャラリー等) (2) 学習活動施設(陶芸室、工作室、創作室、料理実習室、研究室、市民団体情報提供室、大広間、会議室、研修室、和室研修室等) (3) 情報提供発信施設(企画展示室等) (4) 新産業振興施設(コンベンションホール、響ホール等) (5) エイジレスセンター(あんしん長寿コーナー、託児コーナー等) (6) 憩いと観光情報施設(芝生ひろば、物産コーナー、観光案内コーナー等)

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	一般社団法人かめおかコンベンションビューロー			指定期間	開始日	令和 3 年 4 月 1 日
	所在地/電話番号	亀岡市余部町宝久保1番地の1/0771-29-2700				終了日	令和 7 年 3 月 31 日
選定方法		一般公募	○ 条件付公募(※)	非公募(※)	評価 対象期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
利用料金制度		○ 導入済	未導入			終了日	令和 7 年 3 月 31 日

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和3年度決算 (指定期間1年目)	令和4年度決算 (指定期間2年目)	令和5年度決算 (指定期間3年目)	令和6年度決算 (指定期間4年目)
216,017	259,408	234,632	229,884	231,043
補足説明	施設の管理運営業務に必要な経費として市が指定管理者に支払っている指定管理料である。 令和6年度は、長寿命化改修工事に係る大広間利用停止に伴う減収分の支援として、当初224,984千円に加え、6,059千円の増額を行った。			

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入または市の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和3年度決算 (指定期間1年目)	令和4年度決算 (指定期間2年目)	令和5年度決算 (指定期間3年目)	令和6年度決算 (指定期間4年目)
59,298	38,070	56,383	64,695	52,393
補足説明	利用料金制度を導入している施設のため、指定管理者の収入となる。			

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

指標名	単位	稼働率の求め方	令和2年度実績 (前指定管理者指定期間の最終年度)	令和3年度実績 (指定期間1年目)	令和4年度実績 (指定期間2年目)	令和5年度実績 (指定期間3年目)	令和6年度実績 (指定期間4年目)
施設全体の利用者数	人	-	342,923	364,752	461,449	496,001	475,094
施設利用件数	件	-	5,205	5,256	7,024	7,412	7,005
コンベンションホール稼働率	%	利用件数÷利用可能件数	28.1	25.5	36.2	36.2	36.2
響ホール稼働率	%	利用件数÷利用可能件数	34.5	49.2	48.9	48.9	48.9
大広間稼働率	%	利用件数÷利用可能件数	23.8	20.2	26.4	25.2	20.3
工房稼働率	%	利用件数÷利用可能件数	58.4	62.5	65.0	69.9	65.5
研修室稼働率	%	利用件数÷利用可能件数	54.3	59.8	62.8	60.1	62.5

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	特別な取り組みは行っていないが、利用案内等で施設使用方法を周知している。 公的な全国大会等の特別な事例を除き、行政の利用に関しても平等に受付している。 また、予約受付の際、希望が重複した場合、抽選を行い平等かつ適正に対応している。
利用者に対するサービスの向上	利用者目線に立った丁寧な接遇を心がけるとともに、案内表示の見直しやトイレなど共用部の清掃強化により、快適な施設利用環境の整備に努めている。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	指定管理者の独自企画として、ロビーギャラリーを利用して七夕やクリスマス等、季節のイベントに合わせた展示や飾りつけを行い、フォトスポットとして周知することで、利用者の増加を図っている。 また、ロビーギャラリー大型ディスプレイを活用して、京都サンガF.C.のJ1リーグアウェイゲームを無料放映することで、サポーター等来館者の増加を図っている。
管理経費の縮減	照明のLED化等、省電力化に努めるとともに、照明の間引き点灯等を行い、管理経費の縮減に努めている。
施設の適切な維持管理	施設の管理・清掃・警備を一括して、総合管理業務として契約し、安価で質の高い管理業務を執行している。 また、小規模な機器修繕等も積極的に実施し、施設の維持管理に努めている。
施設の適切な運営	日々の点検や定期的な設備保守を実施し、施設の安全性と衛生環境の確保に努めている。 また、関係機関と綿密に連携を取ることで、円滑な管理運営を図っている。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載)

該当なし

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況(実施していない場合はその理由)

把握方法	館内に「ギャラリーかめおかご意見箱」を設置し、利用者の“声”を把握。 また、口頭による聴取、メール、郵便等でも意見を聞き、より良い管理運営に反映させた。
把握結果	寄せられた各種意見は事務所内で回覧し、対応策を検討・実施している。
把握結果への対応	ロビーギャラリーにおいて回答コーナーを設置し、意見提供者と交流を図っている。 また、メール、郵便等の返信先が明確な場合は直接意見提供者に回答している。

9 その他課題事項とその対応状況

新型コロナウイルス対策により、利用者に影響が生じたが、臨機応変に対応された。 施設が開館から27年経過し、設備の老朽化が進む中、計画的な点検や修繕に努められた。

10 施設所管課による指定管理者の評価

	S : 特にすぐれている	小規模な施設修繕を積極的に実施し、施設の維持管理に努めている。 また、ロビーギャラリーを活用した展示や、芝生ひろば等でのキッチンカーの誘致等を実施し、施設利用者の増加と利便性向上を図るとともに、SNS等で発信することで周知に努めている。 施設の維持管理と利用者の拡大、利便性の向上に努めており、評価できる。
○	A : 適正である	
	B : さらなる努力が必要	
	C : 改善すべき点がある	

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号) 生涯学習部生涯スポーツ課(0771-25-5055)

1 施設の概要

施設の名称	亀岡市社会体育施設(6施設)
所在地/電話番号	亀岡市馬路町三軒屋先80-1 他5施設
開設年月	春日坂球技場(昭和39年4月1日)、月読橋球技場(昭和56年4月1日)、月読橋第2球技場(昭和58年4月1日)、月読橋第3球技場(昭和62年4月1日)、医王谷野球場(昭和57年4月18日)、国際広場球技場(平成3年9月1日)
設置条例	亀岡市社会体育施設条例
設置目的	市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるために行なう球技等の使用に供する。
施設概要	【春日坂球技場(1,273㎡)】(全天候型テニスコート2面(夜間照明有)) 【月読橋球技場(17,282㎡)・月読橋第2球技場(10,039㎡)・月読橋第3球技場(4,881㎡)】ソフトボール、サッカー、ラグビー 他 【医王谷野球場(8,613㎡)】軟式野球 【国際広場球技場(6,988㎡)】(全天候型テニスコート2面・多目的グラウンド)サッカー、ソフトボール他

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	公益財団法人亀岡市スポーツ協会			指定期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
	所在地/電話番号	亀岡市曾我部町穴太土淵33-1/0771-24-8385				終了日	令和 10 年 3 月 31 日
選定方法		☐ 一般公募	☐ 条件付公募(※)	☐ 非公募(※)	評価対象期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
利用料金制度		☐ 導入済	☐ 未導入			終了日	令和 7 年 3 月 31 日

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和6年度決算 (指定期間1年目)	令和7年度決算 (指定期間2年目)	令和8年度決算 (指定期間3年目)	令和9年度決算 (指定期間4年目)
3,689	3,900	-	-	-
補足説明	施設の管理運営業務に必要な経費として市が指定管理者に支払っている指定管理である。			

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入または市の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和6年度決算 (指定期間1年目)	令和7年度決算 (指定期間2年目)	令和8年度決算 (指定期間3年目)	令和9年度決算 (指定期間4年目)
3,840	4,820	-	-	-
補足説明	利用料金制度を導入している施設のため、指定管理者の収入となる。			

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

指標名	単位	稼働率の求め方	令和5年度実績 (前指定管理者 指定期間の 最終年度)	令和6年度実績 (指定期間 1年目)	令和7年度実績 (指定期間 2年目)	令和8年度実績 (指定期間 3年目)	令和9年度実績 (指定期間 4年目)
施設全体の利用者数	人	-	47,754	47,617	-	-	-
春日坂テニスコート	人	-	2,714	2,259	-	-	-
月読橋球技場	人	-	15,968	12,062	-	-	-
月読橋第2球技場	人	-	9,896	9,996	-	-	-
月読橋第3球技場	人	-	3,941	3,201	-	-	-
医王谷野球場	人	-	8,260	8,038	-	-	-
国際広場テニスコート・グラウンド	人	-	6,975	12,061	-	-	-

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	利用日の2か月前から先着順に各施設の使用を受け付けるとともに、公的機関・団体等が主催する事業・大会については、あらかじめ年間の利用計画に基づき、調整を行い、一部に偏らない貸し出しに努めている。
利用者に対するサービスの向上	①他のスポーツ施設(運動公園施設)の管理者とともに受付窓口を一元化し、利用者の利便性の向上に努めている。 ②施設利用時間・受付時間の延長等、利用者の利便性を高めるため、その要望に対し柔軟に対応し、施設の利用拡大に努めている。 ③当協会のホームページをより充実し、市民・利用者への情報提供に努めている。 ④飲料水の自動販売機を設置し、利用者へのサービス向上を図っている。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	①当協会加盟競技団体(ソフトボール・サッカー等)による競技会や各種スポーツ教室などを開催し、施設利用促進に繋げている。 ②スポーツ少年団、小・中学校のスポーツ活動への積極的な施設利用を図っている。 ③平日の利用促進のため、高齢者の加入が多いスポーツ団体(野球・ゲートボール・グラウンドゴルフ等)へ利用の呼び掛けを行っている。
管理経費の縮減	①当協会加盟の競技団体による施設整備活動を呼び掛け、より良好な施設の維持管理に努めている。 ②利用後の「グラウンド整備」、「ゴミの持ち帰り」など利用マナーの啓発に努め、管理経費の削減を図っている。 ③スポーツ協会職員が、管理業務を兼ねることにより、人件費の経費削減を図っている。
施設の適切な維持管理	①施設を安全安心に利用いただくため、日常点検による不良個所の早期発見、迅速な修繕に努めている。 ②危機管理マニュアルに基づき、迅速な対応ができるよう研修や訓練を行っている。 ③施設が屋外であるため、AEDの常備が困難であるが、利用者に貸し出すことにより、安全安心な施設利用を目指している。
施設の適切な運営	①施設の運営に必要な知識等を習得するため、職員が必要資格を取得した。 ②当該施設において事務局長他職員が各種業務における責任を明確にし、指揮命令系統と明確な責任体制を確立している。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載)

該当なし

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況(実施していない場合はその理由)

把握方法	(公財)亀岡市スポーツ協会入口付近に、要望や意見を自由に提出いただける意見箱を設置している。そのほか、随時(公財)亀岡市スポーツ協会の窓口にて受付している。
把握結果	国際広場球技場に設置してある時計が止まっているため時間がわからない。
把握結果への対応	防水時計の新調又は修繕を検討中。

9 その他課題事項とその対応状況

①当該施設は、全て屋外にあるため、天候に左右され、収入も見込みを下回る年がある。雨でもできる競技は、なるべく使用を許可しているが、その日のうちにグラウンド整備が出来ず、他の競技に差し支えることがあるため、各種団体とも調整する。 ②各施設の老朽化が大変進んでおり、定期的な点検や修繕が必要である。
--

10 施設所管課による指定管理者の評価

	S : 特にすぐれている	市民サービスの向上に向けた取り組みや、安全性を高める管理運営を強化しており、管理経費も適切執行され、基本協定の趣旨に基づいた管理運営が行われていた。また、各競技団体や地域団体との連絡調整も円滑に行なっているため、評価できる。
○	A : 適正である	
	B : さらなる努力が必要	
	C : 改善すべき点がある	

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号)	生涯学習部生涯スポーツ課(0771-25-5055)
-------------	----------------------------

1 施設の概要

施設の名称	東別院グラウンド
所在地/電話番号	亀岡市東別院町東掛大谷8番地1
開設年月	平成21年11月1日
設置条例	亀岡市社会体育施設条例
設置目的	市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるために行なう球技等の使用に供する。
施設概要	面積15,488㎡(夜間照明有)

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	亀岡市東別院町自治会			指定期間	開始日	令和 5 年 4 月 1 日
	所在地/電話番号	亀岡市東別院町南掛藤ヶ瀬3-1/0771-27-2001				終了日	令和 9 年 3 月 31 日
選定方法		一般公募	条件付公募(※)	○ 非公募(※)	評価 対象期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
利用料金制度		○ 導入済	未導入			終了日	令和 7 年 3 月 31 日

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和5年度決算 (指定期間1年目)	令和6年度決算 (指定期間2年目)	令和7年度決算 (指定期間3年目)	令和8年度決算 (指定期間4年目)
1,665	1,750	1,750	-	-
補足説明	施設の管理運営業務に必要な経費として市が指定管理者に支払っている指定管理料である。			

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和5年度決算 (指定期間1年目)	令和6年度決算 (指定期間2年目)	令和7年度決算 (指定期間3年目)	令和8年度決算 (指定期間4年目)
685	1,041	1,037	-	-
補足説明	利用料金制度を導入している施設のため、指定管理者の収入となる。			

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

[illegible]

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	利用日の2か月前から先着順に使用を受け付け、公平な貸し出しに努めている。
利用者に対するサービスの向上	定期的なトイレ清掃や草刈りを実施し、利用者に快適な利用ができるように取り組んでいる。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	近隣のスポーツ少年団やスポーツ団体へ積極的な施設利用を呼びかけている。
管理経費の縮減	①利用者に施設整備活動を呼び掛け、より良好な施設の維持管理に努めている。 ② 利用後の「グラウンド整備」、「ゴミの持ち帰り」など利用マナーの啓発に努め、管理経費の削減を図っている。 ③自治会職員が、管理業務を兼ねることにより、人件費の経費削減を図っている。
施設の適切な維持管理	施設を安全安心に利用いただくため、日常点検による不良個所の早期発見、迅速な修繕に努めている。
施設の適切な運営	当該施設において責任者を明確にし、土日祝日等自治会が休館時であっても、緊急対応がとれる仕組みを整えている。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載)

東別院町自治会の管理・運営

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況(実施していない場合はその理由)

把握方法	申請・受付を対面で行っており、利用者のニーズをくみ取るように努めている。
把握結果	照明柱マット、擁壁マットの修繕要望有。
把握結果への対応	亀岡市により修繕対応済。

9 その他課題事項とその対応状況

特になし

10 施設所管課による指定管理者の評価

	S : 特にすぐれている	市民サービスの向上に向けた取り組み、また基本協定の趣旨に基づき適切な管理運営を実施しているため、評価できる。
○	A : 適正である	
	B : さらなる努力が必要	
	C : 改善すべき点がある	

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号) 総務部自治防災課(0771-25-6788)

1 施設の概要

施設の名称	亀岡市葦田野生生涯学習センター
所在地/電話番号	亀岡市葦田野町佐伯西ノ辻9-1/電話未設置
開設年月	平成4年4月
設置条例	亀岡市葦田野生生涯学習センター条例
設置目的	地域住民の交流、農業生産活動、地域社会活動及び生涯学習活動
施設概要	実習室、会議室 鉄骨コンクリート造 2階建 敷地面積 1,563.57㎡、建築面積117.70㎡ 建築延べ面積 244.90㎡及び同センターに付属する旧JA稗吉支店敷地並びに建物

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	稗田野町自治会			指定期間	開始日	令和 3 年 4 月 1 日
	所在地/電話番号	亀岡市稗田野町佐伯西ノ辻9-1/0771-22-3840				終了日	令和 7 年 3 月 31 日
選定方法		一般公募	条件付公募(※)	○ 非公募(※)	評価 対象期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
利用料金制度		導入済	○ 未導入			終了日	令和 7 年 3 月 31 日

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和3年度決算 (指定期間1年目)	令和4年度決算 (指定期間2年目)	令和5年度決算 (指定期間3年目)	令和6年度決算 (指定期間4年目)
0	0	0	0	0
補足説明	施設の管理運営業務に必要な全ての経費は、指定管理者が負担している。			

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入または市の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和3年度決算 (指定期間1年目)	令和4年度決算 (指定期間2年目)	令和5年度決算 (指定期間3年目)	令和6年度決算 (指定期間4年目)
-	-	-	-	-
補足説明	該当する施設はない。			

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

[illegible]

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	亀岡市蒔田野生涯学習センターの設置目的に基づき、利用者の平等な利用を確保した。
利用者に対するサービスの向上	常に施設を清潔かつ使用しやすい状況に保ち、利用者のサービス向上を図った。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	設置目的に合致した自主事業を展開し、施設の効率的な活用に努めた。
管理経費の縮減	必要のない箇所の消灯等を徹底している。
施設の適切な維持管理	小規模修繕、点検に努め施設の維持を図っている。
施設の適切な運営	事務員に対しては、定期的に接遇研修、技術研修、消火訓練等を実施している。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載)

該当なし。

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況(実施していない場合はその理由)

把握方法	実施なし。(施設利用者の多くが自治会員であり、自治会役員や事務員などと利用者間で調整されている。)
把握結果	-
把握結果への対応	-

9 その他課題事項とその対応状況

特になし。

10 施設所管課による指定管理者の評価

	S : 特にすぐれている	指定管理者制度導入から施設の設置目的に合致した自主事業を展開し利用率の向上に努めるとともに、利用者の利便性向上を図っており、適正な管理運営が行われている。
○	A : 適正である	
	B : さらなる努力が必要	
	C : 改善すべき点がある	

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号) 総務部自治防災課(0771-25-6788)

1 施設の概要

施設の名称	亀岡市大井生涯学習センター
所在地/電話番号	亀岡市大井町土田2丁目58-1(メディアス亀岡201号)/電話未設置
開設年月	平成5年2月
設置条例	亀岡市大井生涯学習センター条例
設置目的	魅力と活力ある地域社会の形成
施設概要	集会室、和室 鉄骨造・鉄筋コンクリート造 10階建て 敷地面積 5,507.40㎡、建築面積3,756.09㎡ 建築延べ面積 12,884.51㎡、専有部分 297.53㎡

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	大井町自治会			指定期間	開始日	令和 3 年 4 月 1 日
	所在地/電話番号	亀岡市大井町土田2丁目11-20(メディアス亀岡110号)/0771-22-0157				終了日	令和 7 年 3 月 31 日
選定方法		一般公募	条件付公募(※)	○ 非公募(※)	評価対象期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
利用料金制度		○ 導入済	未導入			終了日	令和 7 年 3 月 31 日

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和3年度決算 (指定期間1年目)	令和4年度決算 (指定期間2年目)	令和5年度決算 (指定期間3年目)	令和6年度決算 (指定期間4年目)
0	0	0	0	0
補足説明	施設の管理運営業務に必要な全ての経費は、指定管理者の収入である利用料金を基に、指定管理者が負担している。			

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和3年度決算 (指定期間1年目)	令和4年度決算 (指定期間2年目)	令和5年度決算 (指定期間3年目)	令和6年度決算 (指定期間4年目)
1,148	765	995	996	938
補足説明	利用料金制度を導入している施設のため、指定管理者の収入となる。			

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

[illegible]

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	亀岡市大井生涯学習センターの設置目的に基づき、利用者の平等な利用を確保した。
利用者に対するサービスの向上	常に施設を清潔かつ使用しやすい状況に保ち、利用者のサービス向上を図った。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	設置目的に合致した自主事業を展開し、施設の効率的な活用に努めた。
管理経費の縮減	必要のない箇所の消灯等を徹底している。
施設の適切な維持管理	小規模修繕、点検に努め施設の維持を図っている。
施設の適切な運営	事務員に対しては、定期的に接遇研修、技術研修、消火訓練等を実施している。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載)

該当なし。

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況(実施していない場合はその理由)

把握方法	実施なし。(施設利用者の多くが自治会員であり、自治会役員や事務員などと利用者間で調整されている。)
把握結果	-
把握結果への対応	-

9 その他課題事項とその対応状況

特になし。

10 施設所管課による指定管理者の評価

	S : 特にすぐれている	指定管理者制度導入から施設の設置目的に合致した自主事業を展開し利用率の向上に努めるとともに、利用者の利便性向上を図っており、適正な管理運営が行われている。
○	A : 適正である	
	B : さらなる努力が必要	
	C : 改善すべき点がある	

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号) 総務部自治防災課(0771-25-6788)

1 施設の概要

施設の名称	亀岡市西別院生涯学習センター
所在地/電話番号	亀岡市西別院町柚原佃17-3/電話未設置
開設年月	平成6年4月
設置条例	亀岡市西別院生涯学習センター条例
設置目的	地域住民の生涯学習活動、コミュニティ活動及び健康と福祉の増進活動
施設概要	健康機器室、集会室 鉄骨コンクリート造 2階建て 敷地面積 378.49㎡、建築面積142㎡、建築延べ面積268㎡

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	西別院町自治会			指定期間	開始日	令和 3 年 4 月 1 日
	所在地/電話番号	亀岡市西別院町柚原佃17-3/0771-27-2214				終了日	令和 7 年 3 月 31 日
選定方法		一般公募	条件付公募(※)	○ 非公募(※)	評価 対象期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
利用料金制度		導入済	○ 未導入			終了日	令和 7 年 3 月 31 日

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和3年度決算 (指定期間1年目)	令和4年度決算 (指定期間2年目)	令和5年度決算 (指定期間3年目)	令和6年度決算 (指定期間4年目)
0	0	0	0	0
補足説明	施設の管理運営業務に必要な全ての経費は、指定管理者が負担している。			

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入または市の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和3年度決算 (指定期間1年目)	令和4年度決算 (指定期間2年目)	令和5年度決算 (指定期間3年目)	令和6年度決算 (指定期間4年目)
-	-	-	-	-
補足説明	該当する施設はない。			

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

[illegible]

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	亀岡市西別院生涯学習センターの設置目的に基づき、利用者の平等な利用を確保した。
利用者に対するサービスの向上	常に施設を清潔かつ使用しやすい状況に保ち、利用者のサービス向上を図った。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	設置目的に合致した自主事業を展開し、施設の効率的な活用に努めた。
管理経費の縮減	必要のない箇所の消灯等を徹底している。
施設の適切な維持管理	小規模修繕、点検に努め施設の維持を図っている。
施設の適切な運営	事務員に対しては、定期的に接遇研修、技術研修、消火訓練等を実施している。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載)

該当なし。

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況(実施していない場合はその理由)

把握方法	実施なし。(施設利用者の多くが自治会員であり、自治会役員や事務員などと利用者間で調整されている。)
把握結果	-
把握結果への対応	-

9 その他課題事項とその対応状況

特になし。

10 施設所管課による指定管理者の評価

	S : 特にすぐれている	指定管理者制度導入から施設の設置目的に合致した自主事業を展開し利用率の向上に努めるとともに、利用者の利便性向上を図っており、適正な管理運営が行われている。
○	A : 適正である	
	B : さらなる努力が必要	
	C : 改善すべき点がある	

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号) 総務部自治防災課(0771-25-6788)

1 施設の概要

施設の名称	亀岡市河原林生涯学習センター
所在地/電話番号	亀岡市河原林町河原尻上六反田9-1/電話未設置
開設年月	平成9年5月
設置条例	亀岡市河原林生涯学習センター条例
設置目的	農業及び農村の活性化と生涯学習の推進
施設概要	事務室、研修室、調理室、営農相談室、倉庫各1室 鉄骨コンクリート造 平屋建て 敷地面積 1,395.25㎡、建築面積300㎡、建築延べ面積300㎡

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	河原林町自治会			指定期間	開始日	令和 3 年 4 月 1 日
	所在地/電話番号	亀岡市河原林町河原尻上六反田9-1/0771-22-0120				終了日	令和 7 年 3 月 31 日
選定方法		一般公募	条件付公募(※)	○ 非公募(※)	評価 対象期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
利用料金制度		導入済	○ 未導入			終了日	令和 7 年 3 月 31 日

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和3年度決算 (指定期間1年目)	令和4年度決算 (指定期間2年目)	令和5年度決算 (指定期間3年目)	令和6年度決算 (指定期間4年目)
0	0	0	0	0
補足説明	施設の管理運営業務に必要な全ての経費は、指定管理者が負担している。			

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入または市の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和3年度決算 (指定期間1年目)	令和4年度決算 (指定期間2年目)	令和5年度決算 (指定期間3年目)	令和6年度決算 (指定期間4年目)
-	-	-	-	-
補足説明	該当する施設はない。			

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

[illegible]

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	亀岡市河原林生涯学習センターの設置目的に基づき、利用者の平等な利用を確保した。
利用者に対するサービスの向上	常に施設を清潔かつ使用しやすい状況に保ち、利用者のサービス向上を図った。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	設置目的に合致した自主事業を展開し、施設の効率的な活用に努めた。
管理経費の縮減	必要のない箇所の消灯等を徹底している。
施設の適切な維持管理	小規模修繕、点検に努め施設の維持を図っている。
施設の適切な運営	事務員に対しては、定期的に接遇研修、技術研修、消火訓練等を実施している。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載)

該当なし。

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況(実施していない場合はその理由)

把握方法	実施なし。(施設利用者の多くが自治会員であり、自治会役員や事務員などと利用者間で調整されている。)
把握結果	-
把握結果への対応	-

9 その他課題事項とその対応状況

特になし。

10 施設所管課による指定管理者の評価

	S : 特にすぐれている	指定管理者制度導入から施設の設置目的に合致した自主事業を展開し利用率の向上に努めるとともに、利用者の利便性向上を図っており、適正な管理運営が行われている。
○	A : 適正である	
	B : さらなる努力が必要	
	C : 改善すべき点がある	

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号) 総務部自治防災課(0771-25-6788)

1 施設の概要

施設の名称	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター
所在地/電話番号	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43-1／電話未設置
開設年月	平成26年4月
設置条例	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例
設置目的	地域住民の生涯学習活動、魅力と活力ある地域社会の形成
施設概要	事務室、大会議室、小会議室、コミュニティスペース、調理室、作業室 鉄骨造 敷地面積 1,825.12㎡ 延床面積 471.45㎡

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	南つつじヶ丘自治会			指定期間	開始日	令和 3 年 4 月 1 日
	所在地/電話番号	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43-1/0771-25-8251				終了日	令和 7 年 3 月 31 日
選定方法		一般公募	条件付公募(※)	○ 非公募(※)	評価 対象期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
利用料金制度		○ 導入済	未導入			終了日	令和 7 年 3 月 31 日

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和3年度決算 (指定期間1年目)	令和4年度決算 (指定期間2年目)	令和5年度決算 (指定期間3年目)	令和6年度決算 (指定期間4年目)
0	0	0	0	0
補足説明	施設の管理運営業務に必要な全ての経費は、指定管理者の収入である利用料金を基に、指定管理者が負担している。			

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和3年度決算 (指定期間1年目)	令和4年度決算 (指定期間2年目)	令和5年度決算 (指定期間3年目)	令和6年度決算 (指定期間4年目)
596	522	732	734	693
補足説明	利用料金制度を導入している施設のため、指定管理者の収入となる。			

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

[illegible]

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	亀岡市南つづけ丘コミュニティセンターの設置目的に基づき、利用者の平等な利用を確保した。
利用者に対するサービスの向上	常に施設を清潔かつ使用しやすい状況に保ち、利用者のサービス向上を図った。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	設置目的に合致した自主事業を展開し、施設の効率的な活用に努めた。
管理経費の縮減	必要のない箇所の消灯等を徹底している。
施設の適切な維持管理	小規模修繕、点検に努め施設の維持を図っている。
施設の適切な運営	事務員に対しては、定期的に接遇研修、技術研修、消火訓練等を実施している。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載)

該当なし。

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況(実施していない場合はその理由)

把握方法	実施なし。(施設利用者の多くが自治会員であり、自治会役員や事務員などと利用者間で調整されている。)
把握結果	-
把握結果への対応	-

9 その他課題事項とその対応状況

特になし。

10 施設所管課による指定管理者の評価

	S : 特にすぐれている	指定管理者制度導入から施設の設置目的に合致した自主事業を展開し利用率の向上に努めるとともに、利用者の利便性向上を図っており、適正な管理運営が行われている。
○	A : 適正である	
	B : さらなる努力が必要	
	C : 改善すべき点がある	

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号) 健康福祉部地域福祉課(0771-25-5073)

1 施設の概要

施設の名称	亀岡市総合福祉センター
所在地/電話番号	亀岡市内丸町45番地の1/0771-24-0294
開設年月	昭和57年9月
設置条例	亀岡市総合福祉センター条例
設置目的	市民の連帯感の醸成、障害者、高齢者、働く女性、勤労青少年の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション又は各種の相談、クラブ活動等市民のふれあいの施設として、便宜を総合的に供与することを目的に亀岡市総合福祉センターを設置。
施設概要	1階 コミュニティホール(250人収容)、会議室(10人収容)、相談室 他 2階 教養娯楽室(20人収容)、会議室(10人収容) 他 3階 会議室(10人収容)、講習室(60人収容)、和室、料理実習室 他 4階 音楽室(20人収容)、集会室(20人収容)、講習室(40人収容)、軽運動室 他

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	公益財団法人亀岡市福祉事業団			指定期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
	所在地/電話番号	亀岡市内丸町45番地の1/0771-24-0294				終了日	令和 10 年 3 月 31 日
選定方法		一般公募	☐ 条件付公募(※)	非公募(※)	評価 対象期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
利用料金制度		☒ 導入済	未導入			終了日	令和 7 年 3 月 31 日

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和6年度決算 (指定期間1年目)	令和7年度決算 (指定期間2年目)	令和8年度決算 (指定期間3年目)	令和9年度決算 (指定期間4年目)
22,121	22,854	-	-	-
補足説明	施設の管理運営業務に必要な経費として市が指定管理者に支払っている指定管理料である。施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて実施していただいており、市が指定管理者に別途その経費を支払っている。			

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入または市の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和6年度決算 (指定期間1年目)	令和7年度決算 (指定期間2年目)	令和8年度決算 (指定期間3年目)	令和9年度決算 (指定期間4年目)
2,202	2,552	-	-	-
補足説明	利用料金制度を導入している施設のため、指定管理者の収入となる。			

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

指標名	単位	稼働率の求め方	令和5年度実績 (前指定管理者 指定期間の 最終年度)	令和6年度実績 (指定期間 1年目)	令和7年度実績 (指定期間 2年目)	令和8年度実績 (指定期間 3年目)	令和9年度実績 (指定期間 4年目)
施設全体の利用者数	人	-	44,151	45,323	-	-	-
施設稼働率	%	利用実績件数÷使用可能件数	32.7	33.1	-	-	-

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	複合施設として、講座事業をはじめ、サークル等の事業が数多く実施される中で、それら施設利用者の了承のもと、施設使用の調整を行い、平等な利用の確保を図っている。
利用者に対するサービスの向上	●本センターの設置目的達成のため、本センターを構成するそれぞれの施設(障害者福祉センター、中央老人福祉センター、働く女性の家、勤労青少年ホーム)に職員・指導員を配置し、利用者のニーズに的確に応えるように努めた。 ●職員一人ひとりが利用者に親しまれる施設を目指し、利用者の目線で対応できるよう取り組んだ。 ●日中のみならず、夜間にも(午後10時まで)施設利用ができるようにしており、利用者の利便性の向上に努めている。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	●本センターを利用する各登録グループを対象に、調整会議等を開催し、本センターの効率的・効果的な活用に努めた。 ●登録グループ間の調整会議等を経て利用する予定のない部屋については、広く一般市民の利用に供するなど、本センターの効率的・効果的な活用に努めた。 ●それぞれの施設に配置された職員・指導員が利用者の目線で懇切丁寧な対応を行うことにより、利用者の満足度の向上、さらなる利用の促進を図った。 ●就労時に役立つ資格取得講座や夜間に講座を行うなどして受講者層を広げた。 ●託児室を開設するなど講座やグループ活動に参加しやすい条件づくりを行った。
管理経費の縮減	電気料金の低減及び省エネルギーの推進を図るとともに、利用者に対するサービス低下を招くことのない範囲で、光熱水費の節減に取り組むなど、施設管理経費の削減に努めた。
施設の適切な維持管理	●電気設備、エレベータ等の施設設備や、本センターの設置機器について、定期的に保守点検を行うなど、設備・機器の適正な管理運営を行った。 ●職員が毎朝施設内点検を行うなど、施設利用者が常に良好な状態で施設・部屋を利用できるように取り組んだ。 ●消防計画や危機管理マニュアルの徹底に加えて、防火管理者の設置、屋内消火栓等の防災機器の維持管理等を通じて、施設利用者の安全確保と施設の危機管理体制の構築に努めた。
施設の適切な運営	●施設のよりよい管理運営に資するため、市と指定管理者との間で適宜情報交換・情報共有を行った。 ●各種業務における責任分担のもと、職員が互いに連携・協力を図り、施設のさらなる管理運営の向上に努めた。 ●上記のサービス向上、適切な維持管理等の取り組みを通じて、利用者に利用しやすい施設として、施設の適切な運営管理と良好な維持管理に努めた。 ●R2.1.30京都府の公益法人立入検査において、公益法人として適正な運営がされていると確認を受けている。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載)

①働く女性の家事事業	就労・両立支援事業、男女共同参画事業、相談事業ほか(289回、延べ4,604人参加)、登録グループ活動(380回、延べ4,061人参加)
②勤労青少年ホーム事業	相談事業(24回、延べ33人参加)
③中央老人福祉センター	講座事業(92回、延べ1,496人参加)、交流促進事業(1回、延べ1,550人参加)、登録グループ活動(598回、延べ6,572人参加)
④障害者福祉センター事業	講座・研修事業、障害者交流事業、スポーツ普及事業ほか(188回、延べ3,204人参加)、手話通訳等派遣事業(延べ992件)

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況(実施していない場合はその理由)

把握方法	亀岡市福祉事業団理事会や亀岡市総合福祉センター運営委員会での意見を施設の運営管理に活かすとともに、施設利用者である登録グループ代表者による会議等をはじめ、施設利用者からの問い合わせ・相談や、施設利用受付時等において、利用者の要望・ニーズの把握に努めた。
把握結果	講座、サークル活動など、それぞれの施設で実施される事業の中で、利用者からの要望・ニーズを適宜把握している。
把握結果への対応	講座、サークル活動など、それぞれの施設で実施される事業の中で把握した利用者からの要望・ニーズを踏まえ、事業内容の見直しを検討するなど改善を図った。

9 その他課題事項とその対応状況

●	●亀岡市総合福祉センターは、昭和57年に竣工した施設であり、以来40年以上経過する中で、排水設備及び電気設備等、施設の全体的な経年劣化により、設備機器等の修繕が年々増加することが懸念される。⇒ 50万円以下の修繕については、年度協定の定めにより指定管理者の負担で対応することになるが、10数万円の修繕が数件集中すると、施設管理経費を圧迫することから、今後、計画的な修繕対応について検討する。 ●令和5年5月から新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが2類から5類へ移行され、利用件数、利用人数、利用料金及び稼働率がコロナ禍前の状況へと徐々に回復している。今後も施設を安全に利用してもらえるよう適切に管理運営しつつ、利用者の拡大に努める必要がある。
---	--

10 施設所管課による指定管理者の評価

	S : 特にすぐれている	●本センターの指定管理業務については、施設の管理運営業務のほかに、当該施設の設置目的に沿って展開される公共・公益性の高い事業を実施する中で、市民福祉の増進を図ることが求められるが、当該事業に精通し、専門的な知識・ノウハウと豊富な経験を有する人材を備え、的確な事業執行ができており、施設の適正な管理運営と併せて、円滑な事業実施を通じて、安定的に住民サービスを提供するなど、施設の設置目的を効果的・効率的に達成しているものと評価する。 ●施設管理経費の削減とともに、施設利用者のサービス向上に取り組んでいる。 ●利用者の要望・ニーズを踏まえ、講座等の見直しを行い、利用者の拡大に努めていることは評価するが、より一層の利用者の拡大、利用料金収入の増加に向けて、さらなる取り組みを求めたい。
○	A : 適正である	
	B : さらなる努力が必要	
	C : 改善すべき点がある	

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号) 健康福祉部地域福祉課(0771-25-5073)

1 施設の概要

施設の名称	ふれあいプラザ
所在地/電話番号	亀岡市余部町樋又61番地の1/0771-23-6711
開設年月	平成14年5月
設置条例	ふれあいプラザ条例
設置目的	世代間の交流を通じて、子育てに関する情報の交換及び支援を行うとともに、地域福祉の推進を図るため、ふれあいプラザを設置。
施設概要	世代間交流室、ふれあいルーム、談話室、相談室、録音室 他

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会			指定期間	開始日	令和 3 年 4 月 1 日
	所在地/電話番号	亀岡市余部町樋又61番地の1/0771-23-6711				終了日	令和 7 年 3 月 31 日
選定方法		一般公募	☐ 条件付公募(※)	非公募(※)	評価対象期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
利用料金制度		☒ 導入済	未導入			終了日	令和 7 年 3 月 31 日

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和3年度決算 (指定期間1年目)	令和4年度決算 (指定期間2年目)	令和5年度決算 (指定期間3年目)	令和6年度決算 (指定期間4年目)
12,581	12,620	12,620	12,620	12,620
補足説明	施設の管理運営業務に必要な経費として市が指定管理者に支払っている指定管理料である。施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて実施していただいており、市が指定管理者に別途その経費を支払っている。			

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入または市の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和3年度決算 (指定期間1年目)	令和4年度決算 (指定期間2年目)	令和5年度決算 (指定期間3年目)	令和6年度決算 (指定期間4年目)
7	2	4	4	4
補足説明	利用料金制度を導入している施設のため、指定管理者の収入となる。			

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

指標名	単位	稼働率の求め方	令和2年度実績 (前指定管理者 指定期間の 最終年度)	令和3年度実績 (指定期間 1年目)	令和4年度実績 (指定期間 2年目)	令和5年度実績 (指定期間 3年目)	令和6年度実績 (指定期間 4年目)
施設全体の利用者数	人	-	10,279	9,864	15,018	20,075	19,934
施設稼働率	%	利用実績件数÷使用可能件数	41.5	20.0	41.2	48.4	50.4

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	本施設については、世代を超えて全世代が交流し、ふれあうことによりお互いに支えながらいきいきと暮らせる住民参加のまちづくりを推進する拠点施設として整備されたところであり、誰もが自由に利用できる世代間交流施設である。また、各種事業については、広く市民に周知・広報を行うことで、広く参加を募っている。そのため、利用の制限や優遇等に対するクレーム・苦情等は寄せられておらず、平等な利用を確保できている。
利用者に対するサービスの向上	●利用者の満足度の向上に向けて、職員の接客サービスの向上を日頃から心がけるとともに、子育て支援事業やファミリーサポート事業などの各種事業において、利用者のニーズに的確に応えるように取り組んだ。 ●職員一人ひとりが利用者に親しまれる施設を目指し、利用者の目線で対応するよう取り組んだ。 ●苦情解決規程に基づく苦情申出窓口の設置や、第三者委員の設置等を行い、利用者のサービス向上、権利擁護に努めた。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	●本施設に配置された専任職員による適正な事業執行を通じて、施設の効果的・効率的な活用を図った。 ●専任職員が利用者の目線で懇切丁寧な対応を行うことにより、利用者の満足度の向上、さらなる利用の促進を図った。 ●ホームページをはじめ、社会福祉協議会広報紙やチラシなど、できる限りの広報媒体を活用し、広く市民に事業紹介を行うと同時に事業参加を呼びかけることにより、施設利用者の拡大に努めた。
管理経費の縮減	職員一人ひとりが unnecessary な照明の間引きや消灯を徹底することにより、電気料金の低減及び省エネルギーの推進を図るとともに、利用者に対するサービス低下を招くことのない範囲で、光熱水費の節減に取り組むなど、施設管理経費の削減に努めた。
施設の適切な維持管理	●職員が各施設の安全点検を常日頃行うなど、施設利用者が常に良好な状態で施設・部屋を安全・安心に利用できるように取り組んだ。 ●消防計画や危機管理マニュアルの徹底に加えて、AEDの配備等を通じて、施設利用者の安全確保と施設の危機管理体制の構築に努めている。
施設の適切な運営	●各種業務における責任分担のもと、職員が互いに連携・協力を図り、施設のさらなる管理運営の向上に努めた。 ●上記のサービス向上、適切な維持管理等の取り組みを通じて、利用者に利用しやすい施設として、施設の適切な運営管理と良好な維持管理に努めた。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載)

①子育て支援事業 かめおかっひろば(308日、延べ15,555人参加)、つどい事業(98回、延べ2,514人参加)、相談事業(357件) 他 ②ファミリーサポート事業 活動件数 954件、おねがい会員 779人、まかせて会員 318人、両方会員 58人 ③地域福祉計画推進事業 福祉コミュニティ推進組織(地区社協)の設立推進・活動支援 ※ 現在、12地区で地区社協設立

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況(実施していない場合はその理由)

把握方法	●子育て支援事業やファミリーサポート事業などの各種事業において、利用者の意見・感想を直接聞くとともに、「ご意見箱」の設置、また、各事業を実施する際にはアンケート用紙を配布し、施設利用者の要望、ニーズ等の把握に努めている。 ●苦情解決規程に基づく苦情申出窓口の設置や、第三者委員の設置等を行い、クレーム・苦情等の把握にも努めている。
把握結果	●各種事業の中で、利用者からの要望・ニーズを適宜把握している。 ●施設利用者からの声及び「ご意見箱」に寄せられた意見・要望等については、内容を検証し、今後の改善すべき検討事項としている。
把握結果への対応	●各種事業の中で把握した利用者からの要望・ニーズを踏まえ、事業内容の見直しを検討するとともに、施設の適正管理及び事業の内容充実反映させている。

9 その他課題事項とその対応状況

ふれあいプラザは、平成14年に竣工した施設であり、以来20年以上経過する中で、排水設備及び屋上防水等、施設の全体的な経年劣化により、設備機器等の修繕が年々増加することが懸念される。⇒ 50万円以下の修繕については、年度協定の定めにより指定管理者の負担で対応することになるが、10数万円の修繕が数件集中すると、施設管理経費を圧迫することから、今後、計画的な修繕対応について検討する。
--

10 施設所管課による指定管理者の評価

	S : 特にすぐれている	本施設の指定管理業務については、施設の管理運営業務のほかに、子育て支援事業、ファミリーサポート事業や地域福祉計画推進事業を実施する中で、市民福祉の増進を図ることが求められるが、当該事業に精通し、専門的な知識・ノウハウと豊富な経験を有する人材を備え、的確な事業執行ができており、施設の適正な管理運営と併せて、円滑な事業実施を通じて、安定的に住民サービスを提供するなど、施設の設置目的を効果的・効率的に達成しているものと評価する。
○	A : 適正である	
	B : さらなる努力が必要	
	C : 改善すべき点がある	

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号) 健康福祉部高齢福祉課(0771-25-5032)

1 施設の概要

施設の名称	亀岡市曽我部いこいの家
所在地/電話番号	亀岡市曽我部町穴太東ノ辻50番地/電話未設置
開設年月	平成18年4月1日
設置条例	亀岡市介護予防センター条例
設置目的	高齢者の生きがい活動を支援し、介護予防事業の実施並びに介護知識及び介護予防の普及を図るため設置する。
施設概要	1階 和室 3室 娛樂室 2室 台所 ほか

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	曽我部町自治会			指定期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
	所在地/電話番号	亀岡市曽我部町南条北荒水4-1/0771-22-0604				終了日	令和 10 年 3 月 31 日
選定方法		一般公募	☐ 条件付公募(※)	非公募(※)	評価 対象期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
利用料金制度		導入済	☐ 未導入			終了日	令和 7 年 3 月 31 日

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均		令和6年度決算 (指定期間1年目)	令和7年度決算 (指定期間2年目)	令和8年度決算 (指定期間3年目)	令和9年度決算 (指定期間4年目)
879		978	-	-	-
補足説明	施設の管理運営業務に必要な経費として市が指定管理者に支払っている指定管理料である。施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させており、市が指定管理者に別途その経費を支払っている。				

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入または市の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均		令和6年度決算 (指定期間1年目)	令和7年度決算 (指定期間2年目)	令和8年度決算 (指定期間3年目)	令和9年度決算 (指定期間4年目)
-		-	-	-	-
補足説明	該当する施設はない。				

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

指標名	単位	稼働率の求め方	令和5年度実績 (前指定管理者 指定期間の 最終年度)	令和6年度実績 (指定期間 1年目)	令和7年度実績 (指定期間 2年目)	令和8年度実績 (指定期間 3年目)	令和9年度実績 (指定期間 4年目)
施設全体の利用者数	人	-	1,576	1,671	-	-	-
稼働率	%	稼働日数÷開館日数	50.0	48.0	-	-	-

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	平等に利用していただけるように、利用者からの意見、要望を多く聞けるように努めた。
利用者に対するサービスの向上	利用者が気持ちよく利用できるように、清掃等に努めた。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	指定管理者の自治会と利用者が頻繁に意見交換を行い、より効果的な活用が行われるように努めている。 介護予防拠点活動支援事業についても、充実を図る。
管理経費の縮減	施設の省エネを図り、光熱費の節約に努めた。
施設の適切な維持管理	予防的な維持管理として、保守点検・修繕を行い、施設の長寿命化に努めた。 職員による巡回を徹底し、異常の早期発見、早期対応に努めた。
施設の適切な運営	地元自治会が指定管理者であることから、地域に密着した高齢者が利用しやすい施設運営に努めた。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載)

①介護予防拠点活動支援事業 毎週水曜日開催 年間 のべ 648人参加 ②老人クラブ活動 ・年間 のべ 500人参加 ③ボランティア活動ほか ・年間 のべ 523人参加
--

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況(実施していない場合はその理由)

把握方法	地元自治会が指定管理者であることから、来館者からの要望は自治会が随時聞き取っている。
把握結果	把握した要望等は必要に応じて自治会(指定管理者)と協議している。
把握結果への対応	要望内容により、自治会(指定管理者)または市が対応している。

9 その他課題事項とその対応状況

特になし

10 施設所管課による指定管理者の評価

	S : 特にすぐれている	●修繕が必要などきは早急に対応する等、適正な管理運営が行われていると評価できる。 ●管理に関する情報について市へ迅速に報告しており、利用者の要望や情報の共有を図っている。
○	A : 適正である	
	B : さらなる努力が必要	
	C : 改善すべき点がある	

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号) 健康福祉部高齢福祉課(0771-25-5032)

1 施設の概要

施設の名称	亀岡市畑野健康ふれあいセンター
所在地/電話番号	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地24/0771-28-2133
開設年月	平成18年4月1日
設置条例	亀岡市介護予防センター条例
設置目的	高齢者の生きがい活動を支援し、介護予防事業の実施並びに介護知識及び介護予防の普及を図るため設置する。
施設概要	1階 和室 2室 調理室 ほか

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	畑野町自治会			指定期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
	所在地/電話番号	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5-1/0771-28-2752				終了日	令和 10 年 3 月 31 日
選定方法		一般公募	☐ 条件付公募(※)	非公募(※)	評価 対象期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
利用料金制度		導入済	☐ 未導入			終了日	令和 7 年 3 月 31 日

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和6年度決算 (指定期間1年目)	令和7年度決算 (指定期間2年目)	令和8年度決算 (指定期間3年目)	令和9年度決算 (指定期間4年目)
628	720	-	-	-
補足説明	施設の管理運営業務に必要な経費として市が指定管理者に支払っている指定管理料である。施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させており、市が指定管理者に別途その経費を支払っている。			

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入または市の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和6年度決算 (指定期間1年目)	令和7年度決算 (指定期間2年目)	令和8年度決算 (指定期間3年目)	令和9年度決算 (指定期間4年目)
-	-	-	-	-
補足説明	該当する施設はない。			

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

指標名	単位	稼働率の求め方	令和5年度実績 (前指定管理者 指定期間の 最終年度)	令和6年度実績 (指定期間 1年目)	令和7年度実績 (指定期間 2年目)	令和8年度実績 (指定期間 3年目)	令和9年度実績 (指定期間 4年目)
施設全体の利用者数	人	-	1,487	1,880	-	-	-
稼働率	%	稼働日数÷開館日数	55.8	64.9	-	-	-

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	平等に利用していただけるように、利用者からの意見、要望を多く聞けるように努めた。
利用者に対するサービスの向上	利用者が気持ちよく利用できるように、清掃等に努めた。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	指定管理者の自治会と利用者が頻繁に意見交換を行い、より効果的な活用が行われるように努めている。
管理経費の縮減	施設の省エネを図り、光熱費の節約に努めた。
施設の適切な維持管理	予防的な維持管理として、保守点検・修繕を行い、施設の長寿命化に努めた。 職員による巡回を徹底し、異常の早期発見、早期対応に努めた。
施設の適切な運営	地元自治会が指定管理者であることから、地域に密着した高齢者が利用しやすい施設運営に努めた。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載)

①介護予防(健康対策)事業 ・年間 のべ 442人参加 ②老人クラブ活動 ・年間 のべ 354人参加 ③ボランティア活動 ほか ・年間 のべ 1,084人
--

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況(実施していない場合はその理由)

把握方法	地元自治会が指定管理者であることから、来館者からの要望は自治会が随時聞き取っている。
把握結果	把握した要望等は必要に応じて自治会(指定管理者)と協議している。
把握結果への対応	要望内容により、自治会(指定管理者)または市が対応している。

9 その他課題事項とその対応状況

特になし

10 施設所管課による指定管理者の評価

	S : 特にすぐれている	●修繕が必要なときは早急に対応する等、適正な管理運営が行われていると評価できる。 ●管理に関する情報について市へ迅速に報告しており、利用者の要望や情報の共有を図っている。
○	A : 適正である	
	B : さらなる努力が必要	
	C : 改善すべき点がある	

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号) 産業観光部商工観光課(0771-25-5034)

1 施設の概要

施設の名称	川の駅・亀岡水辺公園
所在地/電話番号	亀岡市千代川町今津大縄場26-3地先 / 0771-55-9755
開設年月	令和4年4月1日
設置条例	川の駅・亀岡水辺公園条例
設置目的	亀岡市の豊かな自然や歴史、生活文化を育んできた桂川を活用して、桂川舟運の歴史・文化の学習の場、スポーツ及びアクティビティの体験の場、地域賑わい創出事業の場並びに地域住民及び来訪者の交流の場を提供することにより、観光振興及び地域活性化を図る
施設概要	(1) 桂川舟運歴史体験・展示施設(木造平家建1棟)及び附属施設(倉庫、東屋) (2) 船着場(親水護岸) (3) 洗い場 (4) 駐車場 (5) 河川広場(堤防敷及び高水敷)、河川通路、階段護岸、坂路等

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	保津川遊船企業組合 / 0771-22-5846			指定期間	開始日	令和 4 年 4 月 1 日
	所在地/電話番号	亀岡市保津町下中島2				終了日	令和 8 年 3 月 31 日
選定方法		☐ 一般公募	☐ 条件付公募(※)	☐ 非公募(※)	評価 対象期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
利用料金制度		☐ 導入済	☐ 未導入	☐		終了日	令和 7 年 3 月 31 日

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和4年度決算 (指定期間1年目)	令和5年度決算 (指定期間2年目)	令和6年度決算 (指定期間3年目)	令和7年度決算 (指定期間4年目)
	4,500	4,410	4,410	-
補足説明	施設の管理運営業務に必要な経費として、市が指定管理者に支払っている指定管理料である。			

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入または市の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和4年度決算 (指定期間1年目)	令和5年度決算 (指定期間2年目)	令和6年度決算 (指定期間3年目)	令和7年度決算 (指定期間4年目)
	727	1,399	1,443	-
補足説明	利用料金制度を導入している施設のため、指定管理者の収入となる。			

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

指標名	単位	稼働率の求め方	年度実績 (前指定管理者 指定期間の 最終年度)	令和4年度実績 (指定期間 1年目)	令和5年度実績 (指定期間 2年目)	令和6年度実績 (指定期間 3年目)	令和7年度実績 (指定期間 4年目)
施設全体の利用者数	人	-		3,936	5,432	5,822	-
キャンプサイト使用組数	組	-		170	303	237	-
キャンプサイト稼働率	%	利用組数÷サイト数計×営業 日数		3	6	5	-
展示室使用組数	組	-		117	227	229	-
展示室稼働率	%	利用組数÷営業日数		33	63	66	-

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	本施設の利用方法については、専用ホームページ上の問い合わせフォームや電話等により事前に予約いただく流れとしており、利用者からの申請のもと、平等な利用の確保を図っている。
利用者に対するサービスの向上	本施設専用のホームページを開設しており、施設案内、利用料金案内、FAQ、メールでの問い合わせフォームを設けている。また、キャッシュレス決済サービスの導入等、利用者の利便性の向上に努めている。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	地元事業者と連携して実施している「手ぶらBBQ」の継続、さらに湯の花温泉の宿泊施設と連携した「烟河コラボフティング」の実施等により、近隣のキャンプ場との差別化を図るとともに、保津川市民花火大会にあわせた誘客イベントや展示室でのコンサートの開催等、多岐に渡る利用を行った。
管理経費の縮減	簡易な施設修繕や清掃業務を職員自らが行った。
施設の適切な維持管理	予防的な維持管理として、保守点検・修繕を行い、施設の長寿命化に務めた。また、利用者の安全を確保するために、万全の危機管理体制と安全体制を確立し、緊急時の連絡体制や処置等を明確にし対応した。その他、職員による定期的な巡回を徹底し、異常の早期発見及び対応に努めた。
施設の適切な運営	各種業務責任者の選任と各種業務の分担を行い、管理運営体制を構築した。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

（全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載）

水辺アクティビティ体験及び環境学習・自然体験学習事業…ふるさと環境学習エコラフティングの受入
--

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況（実施していない場合はその理由）

把握方法	本施設のホームページに、問合せ先として電話番号の掲載及びメールフォームを設置
把握結果	特になし
把握結果への対応	特になし

9 その他課題事項とその対応状況

本施設の利用状況については、全体の利用人数は増加しているものの、キャンプサイトの使用組数は減少しており、キャンプ事業が低調である。しかし、その一方で展示室の利用は微増であり、利用率を維持することができている。また、自主事業等により様々なイベントを開催し、一定の集客を得ていることから、引き続き多角的な施設利用に努めるよう、指定管理者との協議を行っている。

10 施設所管課による指定管理者の評価

	S：特にすぐれている	●月次及び年次報告書類について、提出期日の大幅な遅延や書類の不備が頻発していた。適切な事務処理を行うよう改善を求める。 ●自主事業等によりキャンプや展示室の利用に留まらず、本施設を有効に活用する取り組みが積極的に実施された。来年度においても、本施設を有効活用する取り組みの実施を継続されたい。
	A：適正である	
○	B：さらなる努力が必要	
	C：改善すべき点がある	

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号) 産業観光部農林振興課(0771-25-5035)

1 施設の概要

施設の名称	亀岡市土づくりセンター
所在地/電話番号	亀岡市馬路町大河原31番地/0771-25-5525
開設年月	平成10年2月
設置条例	亀岡市土づくりセンター条例
設置目的	農業副産物の有機物の効率的な再利用を促進し、農地に復元することにより土づくり対策を図り、低肥料、低農薬を基本とした安全で良質な農作物を生産する環境保全型農業を推進することを目的に設置。
施設概要	堆肥製造棟 5,492㎡ 管理棟 90㎡

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	公益財団法人亀岡市農業公社			指定期間	開始日	令和 3 年 4 月 1 日			
	所在地/電話番号	亀岡市馬路町大河原31番／0771-25-5525				終了日	令和 7 年 3 月 31 日			
選定方法		一般公募	☐ 条件付公募(※)	非公募(※)	評価 対象期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日			
利用料金制度		☐ 導入済	未導入			終了日	令和 7 年 3 月 31 日			

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均		令和3年度決算 (指定期間1年目)	令和4年度決算 (指定期間2年目)	令和5年度決算 (指定期間3年目)	令和6年度決算 (指定期間4年目)
0		5,000	5,000	5,000	5,000
補足説明	施設の管理運営業務に必要な経費として市が指定管理者に支払っている指定管理料である。				

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入または市の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均		令和3年度決算 (指定期間1年目)	令和4年度決算 (指定期間2年目)	令和5年度決算 (指定期間3年目)	令和6年度決算 (指定期間4年目)
5,572		5,699	5,200	5,038	4,712
補足説明	利用料金制度を導入している施設のため、指定管理者の収入となる。				

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

指標名	単位	稼働率の求め方	令和2年度実績 (前指定管理者 指定期間の 最終年度)	令和3年度実績 (指定期間 1年目)	令和4年度実績 (指定期間 2年目)	令和5年度実績 (指定期間 3年目)	令和6年度実績 (指定期間 4年目)
施設全体の利用者数	人	-	96	96	96	96	96
堆肥販売件数	件	-	727	742	974	689	587

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	利用農家の家畜ふん尿の搬入に差が生じることがないように、スムーズな受入が行える対応をしている。
利用者に対するサービスの向上	平日に限らず、土日でも家畜ふん尿の受入を実施している。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	近郊の畜産農家は、ほぼ利用いただいている。 産廃処理業許可の上限に近い量を受け入れている。
管理経費の縮減	簡易な機械設備の修繕等は、職員で実施し、経費削減に努めた。
施設の適切な維持管理	予防的な維持管理として、保守点検・修繕を行い、施設の長寿命化に努めた。 利用者の安全を確保するために、安全マニュアルを常時保管し、緊急時の連絡体制や処置等を明確にし対応した。 職員による定期的な巡回を徹底し、異常の早期発見、早期対応に努めた。
施設の適切な運営	臭気に対する対応として、発酵促進剤を使用したり、臭気軽減のための研究を行い、周辺環境にも配慮した適切な運営がなされている。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載)

①畜産堆肥の製造に関する業務 ・堆肥年間生産量 5,000t ②農作業の受託に関する業務 ・堆肥散布受託面積 約200ha ③農業用資材の販売に関する業務 ・堆肥年間販売量 10,360㎡ ※袋詰め(40ℓ×161,437袋×0.001=6,457.48㎡)+フレコン・バラ(3,903㎡)=10,360㎡

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況(実施していない場合はその理由)

把握方法	直接聞き取り等
把握結果	要望等特になし
把握結果への対応	特になし

9 その他課題事項とその対応状況

建物、機械器具の修繕及び更新時期が来ているため、順次実施していく必要がある。 近隣一帯でカラスの飛来が多くなっており、地元で問題となっているが、根本的原因は分かっていない。 定期的に臭気に関する苦情を受けており、臭気対策に取り組んでいるものの解決には至っておらず今後も取り組みが必要である。

10 施設所管課による指定管理者の評価

	S : 特にすぐれている	地域環境に配慮した臭気対策等も講じられており、施設の設置目的を遵守し、適正に管理運営がされている。市の有機農業推進の動きの中で、土づくりセンターの果たすべき役割は今後ますます大きくなっていくことが予想されるため、堆肥の販売先を拡大したり、堆肥の質の改善のための、さらなる循環型農業の推進を求めたい。
○	A : 適正である	
	B : さらなる努力が必要	
	C : 改善すべき点がある	

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号)	産業観光部農林振興課(0771-25-5035)
-------------	--------------------------

1 施設の概要

施設の名称	亀岡市農業公園
所在地/電話番号	亀岡市河原林町河原尻地内／0771-25-5525
開設年月	平成10年6月
設置条例	亀岡市農業公園条例
設置目的	自然に親しむ中で心身ともに健全で、自然の体験を通じて市民相互のふれあいと交流を深めることを目的に設置。
施設概要	敷地面積 約23,000㎡ 芝生広場、運動広場、花壇、園場、駐車場、トイレ、あずまや、池、管理用道路

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	公益財団法人亀岡市農業公社			指定期間	開始日	令和 3 年 4 月 1 日
	所在地/電話番号	亀岡市馬路町大河原31番地／0771-25-5525				終了日	令和 7 年 3 月 31 日
選定方法		一般公募	○ 条件付公募(※)	非公募(※)	評価 対象期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
利用料金制度		○ 導入済	未導入			終了日	令和 7 年 3 月 31 日

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和3年度決算 (指定期間1年目)	令和4年度決算 (指定期間2年目)	令和5年度決算 (指定期間3年目)	令和6年度決算 (指定期間4年目)
5,382	5,100	5,100	5,100	5,100
補足説明	施設の管理運営業務に必要な経費として市が指定管理者に支払っている指定管理料である。			

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和3年度決算 (指定期間1年目)	令和4年度決算 (指定期間2年目)	令和5年度決算 (指定期間3年目)	令和6年度決算 (指定期間4年目)
0	0	0	0	0
補足説明	利用料金制度を導入している施設のため、指定管理者の収入となる。			

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

[illegible]

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	誰でも利用できる状態を確保している。
利用者に対するサービスの向上	園内では、サツマイモ、枝豆といった野菜を中心に栽培がされているが、今後は旬の野菜なども紹介できるような栽培・植栽を検討している。また、公園利用者が快適に利用できるよう、職員が定期的に草刈りを実施したり、季節に合わせて多種多様な花の栽培を行っている。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	これまで参画していたアグリフェスタがかめおか肉フェスタと統合されたことで農業公園での開催がなくなったものの、アグリフェスタ内で実施していた収穫体験については独立したイベントとして引き続き開催している。また、野菜の栽培が体験できる市民農園を9月1日から開設し、10区画すべて貸出ししている。市民が農業に触れ合う機会をより広く提供する取り組みを進めている。
管理経費の縮減	清掃、草刈り等を職員で行い、作業委託費の削減に努めた。
施設の適切な維持管理	毎日巡回を行い、捨てられるゴミはすぐに処分するなど、きれいで快適な農業公園としての機能強化に努めているが、草刈りを実施する頻度に改善の余地がある。
施設の適切な運営	清掃や花壇の植え付け等の業務を実施し、適正に運営されている。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載)

①農業公園の管理に関する業務 除草業務 年12回 花壇植付業務 パンジー他(年1回) 樹木剪定業務 年1回 ②年に2回程度イベントを開催し、亀岡市内で製造された堆肥を利用して公園内で栽培された野菜等を一般市民に還元する業務 川東保育園体験農園(6月4日:サツマイモ苗植え(日照り・水不足で収穫なし))、収穫体験(10月6日)
--

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況(実施していない場合はその理由)

把握方法	直接聞き取りや電話対応
把握結果	要望等特になし
把握結果への対応	特になし

9 その他課題事項とその対応状況

独自イベントを実施し、日常的にも一般市民による公園利用はみられるが、利用料収入の増加に努める必要がある。 また、花木栽培を行うなど美観を意識されているが、時期によっては草刈りが追いついていないことがあり、改善の余地がある。 令和5年度から、かめおか肉フェスタとの統合により亀岡市農業公園におけるアグリフェスタの開催が無くなっている。アグリフェスタ内で実施していた収穫体験は独立したイベントとして開催しているが、今後も利用者拡大のための新たな取り組みが必要となる。
--

10 施設所管課による指定管理者の評価

	S : 特にすぐれている	施設の設置目的を遵守し、適正に管理運営がされている。
○	A : 適正である	
	B : さらなる努力が必要	
	C : 改善すべき点がある	

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号) 産業観光部農林振興課(0771-25-5035)

1 施設の概要

施設の名称	亀岡市食肉センター
所在地/電話番号	亀岡市三宅町八田33番地/0771-22-0190
開設年月	平成12年11月
設置条例	亀岡市食肉センター条例
設置目的	衛生的に処理された安心安全で良質の食肉を供給することにより、畜産農家の規模拡大、生活水準の向上及び地域畜産の発展に期することを目的に設置。
施設概要	処理工場棟 994.52㎡(延べ面積1,118.08㎡) 第2処理工場棟 93.17㎡ 排水処理施設 60.12㎡(水槽面積127.83㎡)

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	亀岡市食肉センター管理組合			指定期間	開始日	令和 3 年 4 月 1 日			
	所在地/電話番号	亀岡市三宅町八田33番地／0771-22-0190				終了日	令和 7 年 3 月 31 日			
選定方法		一般公募	条件付公募(※)	○ 非公募(※)	評価 対象期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日			
利用料金制度		○ 導入済	未導入			終了日	令和 7 年 3 月 31 日			

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均		令和3年度決算 (指定期間1年目)	令和4年度決算 (指定期間2年目)	令和5年度決算 (指定期間3年目)	令和6年度決算 (指定期間4年目)
0		0	0	0	0
補足説明	施設の管理運営業務に必要な全ての経費は、指定管理者の収入である利用料金を基に、指定管理者が負担している。				

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均		令和3年度決算 (指定期間1年目)	令和4年度決算 (指定期間2年目)	令和5年度決算 (指定期間3年目)	令和6年度決算 (指定期間4年目)
25,475		31,079	30,249	27,326	25,175
補足説明	利用料金制度を導入している施設のため、指定管理者の収入となる。				

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

指標名	単位	稼働率の求め方	令和2年度実績 (前指定管理者 指定期間の 最終年度)	令和3年度実績 (指定期間 1年目)	令和4年度実績 (指定期間 2年目)	令和5年度実績 (指定期間 3年目)	令和6年度実績 (指定期間 4年目)
施設全体の利用者数	人	-	132	132	132	132	132
と畜処理頭数	頭	-	694	742	722	648	594

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	施設の利用は、亀岡市食肉センター管理組合の組合員に限定されるが、組合への加入や組合員からの利用申込には差が生じないよう対応している。
利用者に対するサービスの向上	HACCPに基づく衛生管理研修会等を実施したほか、日々の作業を見直しHACCPマニュアルの改定作業を進めるなど、安心安全な食肉が提供できるよう、衛生管理に万全を期している。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	畜産農家の規模拡大や生活水準の向上が図れるよう、利用者からの利用希望に対応できる施設の有効利用に努めている。
管理経費の縮減	使用時外の電気の消灯に努め、光熱費の縮減に努めた。また、解体業務は原則週2日とし、効率的な運営を行うとともに、使用頻度に応じて使い分けられるように機器を変更してエネルギー使用量の削減に努めた。また、清掃は、業者委託箇所と職員実施箇所に分けることで経費の削減に繋げた。
施設の適切な維持管理	基本協定書第7条に定められている排水処理施設等の維持管理契約を実施するなど、適切な施設の維持管理を実施している。
施設の適切な運営	協定書別紙1の事業計画書に基づき、と畜業務、獣魂祭、枝肉共励会等、畜産経営の安定と振興に向けた適切な運営が実施されている。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載)

該当なし

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況(実施していない場合はその理由)

把握方法	直接聞き取り等
把握結果	要望等特になし
把握結果への対応	特になし

9 その他課題事項とその対応状況

国際的な衛生管理手法であるHACCP(中心となる人材の育成や、実際に処理工程中における汚染危険箇所を把握し、点検と記録を行っていくためのシステム)に基づく衛生的なと畜の実施が求められており、亀岡市と食肉センター管理組合が協力して、中丹西保健所の指導のもと、定期的に会議を開催し、必要に応じたマニュアルの更新と設備修繕業務を行っている。 設備の経年劣化により、様々な箇所では修繕が必要となっており、優先順位をつけて順次進めていく必要がある。
--

10 施設所管課による指定管理者の評価

	S : 特にすぐれている	施設の設置目的を遵守し、適正に管理運営がされている。さらなる亀岡市ブランド化推進への積極的な取り組みに向けて、外部団体と亀岡牛の取り扱いについて協議を行い、HACCPに基づく衛生管理とと畜場の健全運営のための継続的な取り組みを求める。
○	A : 適正である	
	B : さらなる努力が必要	
	C : 改善すべき点がある	

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号) まちづくり推進部 都市整備課(0771-25-5071)

1 施設の概要

施設の名称	亀岡市都市公園2箇所(亀岡運動公園、さくら公園)
所在地/電話番号	亀岡運動公園: 亀岡市曾我部町穴太土淵33-1/0771-25-0372 さくら公園: 亀岡市千歳町国分後田1/0771-25-9786
開設年月	亀岡運動公園: 昭和54年3月29日 さくら公園: 平成5年4月1日
設置条例	亀岡市都市公園条例
設置目的	市民が気軽にスポーツ、レクリエーション等を行うことにより、コミュニティ、生涯学習活動を活発化する場として、体力・健康づくりを目的に設置した運動公園
施設概要	亀岡運動公園: 野球場、テニスコート、体育館、トレーニングルーム、競技場、野外ステージ、プール、プール管理棟、レストラン、売店 さくら公園: 多目的運動場、体育館

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	亀岡市パークコムズ			指定期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
	所在地/電話番号	亀岡市旅籠町17番地/0771-27-7080				終了日	令和 10 年 3 月 31 日
選定方法		☐ 一般公募	☐ 条件付公募(※)	☐ 非公募(※)	評価 対象期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
利用料金制度		☐ 導入済	☐ 未導入			終了日	令和 7 年 3 月 31 日

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位: 千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和6年度決算 (指定期間1年目)	令和7年度決算 (指定期間2年目)	令和8年度決算 (指定期間3年目)	令和9年度決算 (指定期間4年目)
74,434	50,000	-	-	-
補足説明	施設の管理運営業務に必要な経費として、本市が指定管理者に支払っている指定管理料である。			

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入または市の収入) (単位: 千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和6年度決算 (指定期間1年目)	令和7年度決算 (指定期間2年目)	令和8年度決算 (指定期間3年目)	令和9年度決算 (指定期間4年目)
43,535	89,450	-	-	-
補足説明	利用料金制度を導入している施設であるため、指定管理者の収入となる。			

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

指標名	単位	稼働率の求め方	令和5年度実績 (前指定管理者 指定期間の 最終年度)	令和6年度実績 (指定期間 1年目)	令和7年度実績 (指定期間 2年目)	令和8年度実績 (指定期間 3年目)	令和9年度実績 (指定期間 4年目)
施設全体の利用者数	人	-	239,938	295,374	-	-	-
施設利用率 (亀岡運動公園 野球場)	%	延べ利用面積÷開館時間	27.8	28.5	-	-	-
施設利用率 (亀岡運動公園 テニスコート)	%	延べ利用面積÷開館時間	40.1	39.9	-	-	-
施設利用率 (亀岡運動公園 体育館)	%	延べ利用面積÷開館時間	61.1	62.8	-	-	-
施設利用率 (亀岡運動公園 競技場)	%	延べ利用面積÷開館時間	36.1	48.5	-	-	-
施設利用率 (さくら公園 体育館)	%	延べ利用面積÷開館時間	55.5	61.3	-	-	-
施設利用率 (さくら公園 多目的運動場)	%	延べ利用面積÷開館時間	18.3	15.9	-	-	-

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	公の施設として、あらゆる市民等に利用していただけるように、下記の8つの考え方を従業員に徹底し、管理運営に努めた。①公共性・公平性の担保 ②地方自治法の順守による公平性 ③不当な差別的取り扱いの排除 ④慣例条例に基づいた利用の許可と利用制限における場合の対応 ⑤中立的な利用促進の確保 ⑥減免基準に基づいた適切な対応 ⑦POPなどによる利用マナー・利用方法の啓発・掛け声の実施 ⑧誰もが理解しやすい情報媒体の作成
利用者に対するサービスの向上	利用者への情報発信については、HPはもちろんのこと、Facebookを通じて各種事業の発信や自主事業実施時にポスター・チラシの作成配布など、幅広く広報活動を行った。 また、「広報かめおか」への記事掲出や全戸配布も積極的に実施した。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	亀岡運動公園体育館前でイルミネーションイベントを実施し施設の利用者・来場者の増加に係る取り組みを実施した。 また、亀岡運動公園プール開園期間中は、プール施設(ウォータースライダー)の無料開放を実施し、来場者増加に係る取り組みを推進した。
管理経費の縮減	KPC構成企業体3社による運営会議を毎月定期的に開催し、各社は専門業者としての強みを生かし、収支状況を報告・確認するなど管理運営コスト削減についての協議を重ねている。 光熱水費について、間引き点灯等による計画的な節電をするなど、意識的に環境マネジメントを考慮した管理運営に努めた。
施設の適切な維持管理	各施設の維持管理については、複数人での日常点検が重要であるという観点から、公園遊具点検については、2人が交代制で毎月2回巡回しチェックシートを用いて点検している。また、年に1回は専門技術者による点検を実施し、指摘箇所については、協議のうえ対応を行っている。芝生や樹木の剪定管理については、年度当初の管理計画に基づき、日々の状況に応じて管理を実施している。 しかし、点検の報告時期が適切でない場合や、維持管理に対して非協力的な面があった。
施設の適切な運営	運営に関して、緊急対応や工事に関して市に協力的でないことがあり、今後適切な運営を進めていくために適切な報告・対応が必要になる。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載)

該当なし。

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況(実施していない場合はその理由)

把握方法	体育館に「ご意見箱」を設置し、アンケート調査や問い合わせ等の対応を行っている。 また、市長への手紙やWEBサイトからの問い合わせについても速やかに対応している。
把握結果	施設の設備に関するもの。 施設の予約及び利用方法等に関するもの。
把握結果への対応	施設の老朽化により修繕箇所が増加しているが、年度協定により指定管理者負担で修繕対応しているほか、すぐに対応可能な案件については、迅速に改善対応している。 予約・利用方法については、口頭説明による対応のほか、アンケートに対する回答を掲示している。

9 その他課題事項とその対応状況

施設の老朽化により、大規模な改修が必要となっており、公園施設長寿命化計画に基づいた計画的な管理・修繕を行う必要がある。

10 施設所管課による指定管理者の評価

S : 特にすぐれている	利用者のサービス向上を図るため、施設の利用予約については、窓口受付に加えて、インターネット予約を導入するなど、指定管理者自身が利用者の立場に寄り添った管理運営を実施している。 施設の点検や報告が適切なタイミングで実施されていない場面があり、修繕や工事においても協力的でないことが多いため、今後の運営において改善が必要。
A : 適正である	
B : さらなる努力が必要	
○ C : 改善すべき点がある	

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号) まちづくり推進部都市整備課(0771-25-5071)

1 施設の概要

施設の名称	亀岡市都市公園33箇所
所在地/電話番号	亀岡市下矢田町中山、医王谷、余部町安行山、岩ヶ谷 外32地内 / 代表0771-23-2289
開設年月	平和台公園/昭和39年7月23日 外32箇所
設置条例	亀岡市都市公園条例
設置目的	市民が気軽にスポーツ、レクリエーション等を行うことにより、コミュニティ、生涯学習活動を活発化する場として、体力・健康づくりを目的に設置した33都市公園
施設概要	1平和台公園 2東つつじヶ丘公園 3坂部公園 4天川公園 5野条公園 6保津ヶ丘公園 7河原町公園 8西つつじヶ丘公園 9三ツ辻公園 10大堰川緑地東公園 11旭公園 12南郷公園 13ぐみ谷公園 14ぐみ谷南公園 15大日谷北公園 16ひのき谷北公園 17ひのき谷公園 18大日谷公園 19吉川公園 20古世親水公園 21南金岐雨蛙公園 22鉄道歴史公園 23大藪1号公園 24大藪2号公園 25山本ふれあい公園 26桜台アゼリア公園 27マロッコ公園 28七色公園 29ちとせ山公園 30前山東公園 31前山南公園 32大成公園 33大井西部公園

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	公益財団法人亀岡市都市緑花協会			指定期間	開始日	令和 3 年 4 月 1 日
	所在地/電話番号	亀岡市吉川町穴川背戸田29番地/0771-23-2289				終了日	令和 7 年 3 月 31 日
選定方法		○ 一般公募	条件付公募(※)	非公募(※)	評価 対象期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
利用料金制度		導入済	○ 未導入			終了日	令和 7 年 3 月 31 日

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和3年度決算 (指定期間1年目)	令和4年度決算 (指定期間2年目)	令和5年度決算 (指定期間3年目)	令和6年度決算 (指定期間4年目)
27,188	29,708	29,345	33,100	33,100
補足説明	施設の管理運営業務に必要な経費として市が指定管理者に支払っている指定管理料である。			

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入または市の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和3年度決算 (指定期間1年目)	令和4年度決算 (指定期間2年目)	令和5年度決算 (指定期間3年目)	令和6年度決算 (指定期間4年目)
-	-	-	-	-
補足説明	該当する施設はない。			

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

指標名	単位	稼働率の求め方	令和2年度実績 (前指定管理者 指定期間の 最終年度)	令和3年度実績 (指定期間 1年目)	令和4年度実績 (指定期間 2年目)	令和5年度実績 (指定期間 3年目)	令和6年度実績 (指定期間 4年目)
施設全体の利用者数	人	有料施設ではないため、全体の利用者数が把握できない	-	-	-	-	-

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	特に取り組みは行われていないが、利用の制限や優遇に対するクレーム等はこれまで把握していない。
利用者に対するサービスの向上	公園内で自治会・商店街・地元の方々と一緒に花壇整備を行った。 また、公園利用者の利便性を考慮し、計7台の自動販売機を設置している。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	協会のホームページで都市公園の旬な情報を発信し、利用者増加に努めた。
管理経費の縮減	樹木剪定で発生した剪定枝をチップにし、公園内でクッション材として利用している。 ホームページの運営は、委託ではなく協会で作成しているため、経済的な負担も少なく更新可能となる。
施設の適切な維持管理	保守点検、修繕を行い、施設の長寿命化に努めた。 職員による定期的な巡回を実施している。
施設の適切な運営	各職員が各種業務における責任を明確にし、責任体制を確立。緊急時には休日・昼夜を問わず出勤対応。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載)

該当なし。

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況(実施していない場合はその理由)

把握方法	公園内に啓発看板を設置し、マナーの向上に努めている。 市民からの指摘については速やかに対応している。
把握結果	施設に関するもの。 公園内植栽に関するもの。
把握結果への対応	公園施設の老朽化に対処するため、指定管理者負担の可能な範囲で、修繕及び清掃等を行っている。

9 その他課題事項とその対応状況

遊具の老朽化に対処するため、公園施設長寿命化計画に基づいた計画的な管理・修繕を行う。
--

10 施設所管課による指定管理者の評価

	S : 特にすぐれている	都市公園の日常の維持管理、遊具等の修繕について適正に実施されている。 また、市民からの指摘事項に関して迅速な対応ができています。
○	A : 適正である	
	B : さらなる努力が必要	
	C : 改善すべき点がある	

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号) まちづくり推進部 都市整備課(0771-25-5071)

1 施設の概要

施設の名称	亀岡市保津川水辺公園
所在地/電話番号	亀岡市保津町泉口、八ノ坪、武者田、三ノ坪、四ノ坪地内
開設年月	令和元年10月／令和4年4月
設置条例	亀岡市都市公園条例
設置目的	保津川かわまちづくり計画に基づき、桂川左岸を利活用するために設置
施設概要	園路、多目的運動場、バーベキュー場、トイレ、駐車場等

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	保津川遊船企業組合			指定期間	開始日	令和	4	年	4	月	1	日
	所在地/電話番号	亀岡市保津町下中島2番地／0771-22-5846				終了日	令和	7	年	3	月	31	日
選定方法		☐ 一般公募	☐ 条件付公募(※)	☐ 非公募(※)	評価 対象期間	開始日	令和	6	年	4	月	1	日
利用料金制度		☐ 導入済	☐ 未導入			終了日	令和	7	年	3	月	31	日

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和4年度決算 (指定期間1年目)	令和5年度決算 (指定期間2年目)	令和6年度決算 (指定期間3年目)	年度決算 (指定期間4年目)
	1,500	1,500	5,364	
補足説明	施設の管理運営業務に必要な経費として、本市が指定管理者に支払っている指定管理料である。 令和6年度指定管理料については、令和6年11月1日から2日にかけての大雨による災害被害の復旧費用分(3,864,000円)の増額変更を行った。			

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入または市の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和4年度決算 (指定期間1年目)	令和5年度決算 (指定期間2年目)	令和6年度決算 (指定期間3年目)	年度決算 (指定期間4年目)
	5,091	5,048	6,310	
補足説明	利用料金制度を導入している施設であるため、指定管理者の収入となる。			

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

指標名	単位	稼働率の求め方	年度実績 (前指定管理者 指定期間の 最終年度)	令和4年度実績 (指定期間 1年目)	令和5年度実績 (指定期間 2年目)	令和6年度実績 (指定期間 3年目)	令和7年度実績 (指定期間 4年目)
バーベキュー場利用者数	人	-		2,730	2,627	2,515	
多目的運動場Aエリア利用者数	区分	-		62	162	183	
多目的運動場Bエリア利用者数	区分	-		41	22	25	
多目的運動場Cエリア利用者数	区分	-		215	868	795	
多目的運動場芝生エリア利用者数	区分	-		17	36	28	
碎石駐車場利用台数 (サンガホームゲーム)	台	-		7,053	7,637	10,494	

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	亀岡市都市公園条例をはじめとする各種関係法令を遵守し、利用の予約や問い合わせに対応し、利用者の平等な利用確保に努めている。
利用者に対するサービスの向上	保津川水辺公園の利用等に関するHPを作成し、施設利用に関する広報を行うとともに、利用予約に関する問い合わせフォームを設置することで、幅広い利用者のサービス向上に努めている。 また、グランドゴルフなどの高齢者向けスポーツの利用も多いため休憩スペースの整備を行い、施設を利用しやすい環境づくりを行った。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	亀岡平和祭保津川市民花火大会に合わせて自主事業を実施し、施設の利用促進が図られた。 また、保津川水辺公園はバーベキュー場の利用が多く、市民以外の方も多く来場されることから、バーベキュー等に必要な備品(テーブル、BBQコンロ、タープ、炭等)を自主事業として販売・貸出を行い、利用者のサービス向上が図られている。
管理経費の縮減	特になし。
施設の適切な維持管理	亀岡平和祭保津川市民花火大会等の市のイベント等に合わせた除草作業を行った。
施設の適切な運営	指定管理者として3年目ということで、利用者からのクレームや利用者同士のトラブルにもうまく対応されており、大きな事故等もなく運営できていた。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載)

該当なし。

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況(実施していない場合はその理由)

把握方法	専用HPに問い合わせフォームを設置 利用者への聞き込み
把握結果	特になし。
把握結果への対応	特になし。

9 その他課題事項とその対応状況

多目的運動場のA・B・Cエリアについては、A・Bエリアがグランドゴルフ、Cエリアが少年サッカーの練習会場としての定期利用があり、碎石駐車場は京都サンガFCのホームゲーム時の駐車場としての安定収入があるが、芝生エリアについては利用者が少ないため、今後の使用用途として様々なスポーツ活動やフリースペースのキャンプ場を含め検討し、新たな活用を考える必要がある。

10 施設所管課による指定管理者の評価

	S : 特にすぐれている	施設利用者のサービス向上を図るため、ホームページ及びSNSを運用し積極的な広報活動を行うとともに、バーベキュー場の利用者が多いことから、専用番号やホームページ上に問い合わせフォームを設け、施設利用者に寄り添った管理運営を実施している。
○	A : 適正である	
	B : さらなる努力が必要	
	C : 改善すべき点がある	

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号) まちづくり推進部 都市整備課(0771-25-5071)

1 施設の概要

施設の名称	亀岡駅北1号公園 他3公園
所在地/電話番号	亀岡市追分町一本木、下島、中河原地内／亀岡市余部町清水、古川地内／亀岡市亀岡駅北1丁目、2丁目地内
開設年月	亀岡駅北1・4号公園:令和4年4月1日、7月2日／亀岡駅北2号公園:令和4年7月2日／亀岡駅北3号公園:令和5年4月1日
設置条例	亀岡市都市公園条例
設置目的	亀岡駅北土地区画整理事業により新たな憩いの場として設置
施設概要	園路、休憩施設、フットサル場、スケートボード広場、駐車場等

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	合同会社ビバ&サンガ			指定期間	開始日	令和 5 年 4 月 1 日
	所在地/電話番号	亀岡市亀岡駅北1丁目8番地2/0771-25-3331				終了日	令和 9 年 3 月 31 日
選定方法		☐ 一般公募	☐ 条件付公募(※)	☐ 非公募(※)	評価 対象期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
利用料金制度		☐ 導入済	☐ 未導入			終了日	令和 7 年 3 月 31 日

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和5年度決算 (指定期間1年目)	令和6年度決算 (指定期間2年目)	令和7年度決算 (指定期間3年目)	令和8年度決算 (指定期間4年目)
	15,500	17,000	-	-
補足説明	利用料金制度を導入している施設であるため、指定管理者の収入となる。			

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入または市の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和5年度決算 (指定期間1年目)	令和6年度決算 (指定期間2年目)	令和7年度決算 (指定期間3年目)	令和8年度決算 (指定期間4年目)
	9,517	10,134	-	-
補足説明	利用料金制度を導入している施設であるため、指定管理者の収入となる。			

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

指標名	単位	稼働率の求め方	年度実績 (前指定管理者 指定期間の 最終年度)	令和5年度実績 (指定期間 1年目)	令和6年度実績 (指定期間 2年目)	令和7年度実績 (指定期間 3年目)	令和8年度実績 (指定期間 4年目)
亀岡駅北1号公園駐車場利用台数	台	-		50,245	54,074	-	-
亀岡駅北1・2号公園コンセント利用件数	件	-		0	0	-	-
亀岡駅北3号公園フットサル場利用件数	件	-		874	3,603	-	-
亀岡駅北3号公園スケートボード広場利用件数	件	-		1,406	988	-	-

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	亀岡市都市公園条例等の関係法令に基づき、利用の予約や利用者からの問い合わせに対応し、平等な利用の確保に努めている。 また、施設の利用ルールを明確化し、対応者によりばらつきがないサービス体制を整えた。
利用者に対するサービスの向上	みなさまに分かりやすい情報発信を心掛け、専用のHPやSNSを開設しタイムリーな情報発信が行われた。 (同)ビバ&サンガは、サンガスタジアム by KYOCERAの指定管理者でもあることから、スタッフの間の連携を行い、問い合わせや苦情に対して臨機応変に対応できた。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	亀岡駅北3号公園フットサル場において、稼働していない空き時間を活用し、フットサル大会や個人参加型フットサルを開催することで、新たなコミュニティの形成を図りつつ、新規利用者の獲得に向けた事業を実施された。
管理経費の縮減	人件費の削減を目的に、人員のマルチタスク化を図るため、スタッフ一人一人が自身の基本業務から領域を広げ、業務間を相互にサポートする体制を整えた。 また、費用支出に関しては、内部で十分に精査のうえ総合的に判断することで「無理・無駄」をなくした。
施設の適切な維持管理	芝生や樹木管理については、専門業者に外部委託しており、遊具やベンチなどの公園施設については、指定管理者がチェックシートを用いた日常点検を実施し、利用者の安全確保に努めている。
施設の適切な運営	当該施設の仕様書等に基づき管理責任者等を配置し、明快で機能的な指揮命令系統を一元化した組織構成により運営された。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載)

該当なし。

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況(実施していない場合はその理由)

把握方法	専用ホームページに問い合わせフォームを設置
把握結果	特になし。
把握結果への対応	特になし。

9 その他課題事項とその対応状況

亀岡駅北1号公園及び2号公園には芝生広場が広がっており、晴れた日の休日には多くの人で賑わっているほか、犬を連れて来園される方も非常に多い状況となっているが、モラルの問題として糞尿の処理をしない飼い主がいるため、さらなる啓発(対策)が必要である。
亀岡駅北3号公園フットサル場やスケートボード場は、認知が広がり予約もほとんど埋まる状況となっている。しかし、フットサル場やスケートボード場の一部利用者が路上駐車をされる場合があり、注意看板を設置したがあまり改善がなされないで、亀岡駅北1号公園駐車場等の近隣駐車場への駐車案内や公共交通機関での来園を呼びかけるなど改善方法を模索する必要がある。

10 施設所管課による指定管理者の評価

	S : 特にすぐれている	利用者のサービス向上を図るため、施設利用に係る予約システムの構築や専用HPの開設などの取り組みを去年に引継ぎ実施した。フットサル場やスケートボード広場も開設から2年が経過し、大きな事故等もなく利用者の安全・安心な管理運営に努められている。 亀岡駅北1号・2号公園の芝生管理については、定期的な芝刈り作業が実施されているものの、シロツメクサ等の雑草の繁茂が進行しつつあるように感じるので、何らかの対策を講じるよう求める必要がある。
○	A : 適正である	
	B : さらなる努力が必要	
	C : 改善すべき点がある	

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号) まちづくり推進部土木管理課(0771-25-5043)

1 施設の概要

施設の名称	JR亀岡駅前自転車等駐車場・JR亀岡駅北口自転車等駐車場
所在地/電話番号	亀岡市追分町谷筋21番地4/0771-24-9303(亀岡)・亀岡市亀岡駅北一丁目100番26, 100番28/0771-24-9303(北口)
開設年月	平成17年2月1日(亀岡)・平成20年4月13日(北口)
設置条例	亀岡市自転車等駐車場条例
設置目的	自転車等を利用する市民を対象に駅周辺の自転車等の秩序を確立し、市民が安全で快適・便利に利用できる駅前や駅周辺の美しい街並みを維持するため。
施設概要	【亀岡】鉄骨造り 地上2階 地下1階 敷地面積 864.91㎡ 建築延べ面積 1,996.63㎡ 収容台数 2,050台(自転車 1,640台 原動機付自転車 410台) 【北口】屋外(上屋あり)・平置 集中管理方式(一時利用) 敷地面積 607.40㎡ 収容台数 110台(自転車 71台 原動機付自転車 39台)

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	株式会社駐輪サービス			指定期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
	所在地/電話番号	大阪市北区曽根崎新地2丁目5番3号／06-6345-7854				終了日	令和 10 年 3 月 31 日
選定方法		☐ 一般公募	☐ 条件付公募(※)	☐ 非公募(※)	評価 対象期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
利用料金制度		☐ 導入済	☐ 未導入			終了日	令和 7 年 3 月 31 日

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和6年度決算 (指定期間1年目)	令和7年度決算 (指定期間2年目)	令和8年度決算 (指定期間3年目)	令和9年度決算 (指定期間4年目)
0	0	-	-	-
補足説明	施設の管理運営業務に必要な全ての経費は、指定管理者の収入である利用料金を基に、指定管理者が負担している。			

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均	令和6年度決算 (指定期間1年目)	令和7年度決算 (指定期間2年目)	令和8年度決算 (指定期間3年目)	令和9年度決算 (指定期間4年目)
26,998	29,088	-	-	-
補足説明	利用料金制度を導入している施設のため、指定管理者の収入となる。			

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

指標名	単位	稼働率の求め方	令和5年度実績 (前指定管理者 指定期間の 最終年度)	令和6年度実績 (指定期間 1年目)	令和7年度実績 (指定期間 2年目)	令和8年度実績 (指定期間 3年目)	令和9年度実績 (指定期間 4年目)
施設全体の利用者数	人	定期利用者数×月数＋一時利用者数	286,204	299,092	-	-	-
JR亀岡駅前自転車等駐車場利用者数	人	定期利用者数×月数＋一時利用者数	263,679	276,918	-	-	-
JR亀岡駅前自転車等駐車場利用率	%	{(定期利用台数＋一時利用台数)/年度内日数}/収容台数	35	37	-	-	-
JR亀岡駅北口自転車等駐車場利用者数	人	定期利用者数×月数＋一時利用者数	22,525	22,174	-	-	-
JR亀岡駅北口自転車等駐車場利用率	%	{(定期利用台数＋一時利用台数)/年度内日数}/収容台数	56	55	-	-	-

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	●駐車利用については、上下段ラック収納方式の駐車場においては枠指定をせず、列指定で利用者の不公平感をなくし、平等を確保した。●亀岡駅北口自転車等駐車場においては屋外施設につき、駐車利用について駐車ブロックを指定し、そのブロック内で利用者は自由に利用し、平等を確保した。
利用者に対するサービスの向上	●新紙幣、新500円貨幣、交通系IC(ICOCA)に対応した新たなゲートシステムを導入し、利用者の利便性の向上を図った。●施設を気持ちよく利用していただくため、掲示物等を用いてマナーキャンペーンの取り組みを利用者に呼びかけた。●利用者に対しアンケートを実施し、アンケート結果よりニーズを把握し、より一層サービスの向上を図った。●職員研修を実施し、サービスの向上に努めた。●JR亀岡駅自転車等駐車場敷地内に災害対応型飲料自動販売機を設置している。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	●原動機付自転車の利用を125cc以下まで受け入れ可能としている。●一時利用者及び定期利用者の車両置き場を見直した。●JR亀岡駅前自転車等駐車場の駐车用ラックの一部を取り外し、シニアカーやチャイルドシート付自転車を駐車できるスペースを確保した。
管理経費の縮減	指定管理者において、ゲートシステムを更新したことにより、事業費が増加した。
施設の適切な維持管理	●施設内のラック等の点検及び清掃等を実施した。●雨天、降雪時等に施設内外の管理を行い、利用者の安全確保を図った。●施設内の消防施設、自動ゲート等の点検を行った。●建物設備の修理、補修等を行った。●施設周囲の植栽管理を行った。
施設の適切な運営	●始発から終電までの施設運営とし、利用者に対し施設利用の拡大を図った。●パソコンに入力されている個人情報データについては、持ち出し禁止措置を行い、従業員の入退室について制限を行い情報漏洩を防止した。●緊急事態発生時の連絡体制を定めている。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載)

レンタサイクル事業(亀岡市観光協会実施)

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況(実施していない場合はその理由)

把握方法	施設内に「ご意見箱」を設置し、利用者に自由に記入いただく。
把握結果	アンケート調査票を回収し、要望・満足度等を把握する。
把握結果への対応	施設及び運営管理については、市と指定管理者協議の上、改善に努めている。・朝礼や研修等を通して職員接遇の向上に努めている。

9 その他課題事項とその対応状況

●施設の経年劣化により、ゲートシステム以外の設備・備品の修繕等が必要となっている。●レンタサイクル事業への協力については、時期により多忙を極めることから改善が求められる。

10 施設所管課による指定管理者の評価

	S : 特にすぐれている	●現場の視点に立ち、施設改善が多く実施されている。●施設管理上必要な設備・備品の修繕は可能な限り行われている。●利用者の増加及び利便性を念頭においた経営がなされている。●利用者に向けて掲示物等で利用法の説明をしたり、注意喚起をする等、利用しやすい環境を整え、積極的に職員研修を実施するなど常に職員の資質向上が図られているが、利用者への対応は今後も引き続き課題となる。
○	A : 適正である	
	B : さらなる努力が必要	
	C : 改善すべき点がある	

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号) まちづくり推進部土木管理課(0771-25-5043)

1 施設の概要

施設の名称	JR馬堀駅前自転車等駐車場・JR並河駅前自転車等駐車場・JR千代川駅前自転車等駐車場
所在地/電話番号	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目1番9号/22-4971(馬堀)・亀岡市大井町並河2丁目207番地1/25-7944(並河)・亀岡市千代川町今津1丁目8番12号/21-1680
開設年月	平成15年10月1日(馬堀)・平成12年9月29日(並河)・平成13年6月1日(千代川)
設置条例	亀岡市自転車等駐車場条例
設置目的	自転車等を利用する市民を対象に駅周辺の自転車等の秩序を確立し、市民が安全で快適・便利に利用できる駅前や駅周辺の美しい街並みを維持するため。
施設概要	【馬堀】鉄骨造り 地上2階 敷地面積 2,148.87㎡ 建築延べ面積 2,565.00㎡ 収容台数 2,130台(自転車 1,725台 原動機付自転車 405台) 【並河】鉄筋造り 1階部分 敷地面積 380.47㎡ 建築延べ面積 380.47㎡ 収容台数 268台(自転車 205台 原動機付自転車 63台) 【千代川】鉄筋造り 地上2階 敷地面積 769.25㎡ 建築延べ面積 1,102.01㎡ 収容台数 620台(自転車 465台 原動機付自転車 155台)

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	株式会社駐輪サービス			指定期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
	所在地/電話番号	大阪市北区曽根崎新地2丁目5番3号／06-6345-7854				終了日	令和 10 年 3 月 31 日
選定方法		☐ 一般公募	☐ 条件付公募(※)	☐ 非公募(※)	評価 対象期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日
利用料金制度		☐ 導入済	☐ 未導入			終了日	令和 7 年 3 月 31 日

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均		令和6年度決算 (指定期間1年目)	令和7年度決算 (指定期間2年目)	令和8年度決算 (指定期間3年目)	令和9年度決算 (指定期間4年目)
0		0	-	-	-
補足説明	施設の管理運営業務に必要な全ての経費は、指定管理者の収入である利用料金を基に、指定管理者が負担している。				

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均		令和6年度決算 (指定期間1年目)	令和7年度決算 (指定期間2年目)	令和8年度決算 (指定期間3年目)	令和9年度決算 (指定期間4年目)
26,695		25,808	-	-	-
補足説明	利用料金制度を導入している施設のため、指定管理者の収入となる。				

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

指標名	単位	稼働率の求め方	令和5年度実績 (前指定管理者 指定期間の 最終年度)	令和6年度実績 (指定期間 1年目)	令和7年度実績 (指定期間 2年目)	令和8年度実績 (指定期間 3年目)	令和9年度実績 (指定期間 4年目)
施設全体の利用者数	人	定期利用者数×月数＋一時利用者数	327,423	356,156	-	-	-
JR馬堀駅前自転車等駐車場 利用者数	人	定期利用者数×月数＋一時利用者数	197,385	215,972	-	-	-
JR馬堀駅前自転車等駐車場 利用率	%	{(定期利用台数＋一時利用台数)／年度内日数}／収容台数	25	28	-	-	-
JR並河駅前自転車等駐車場 利用者数	人	定期利用者数×月数＋一時利用者数	85,158	93,742	-	-	-
JR並河駅前自転車等駐車場 利用率	%	{(定期利用台数＋一時利用台数)／年度内日数}／収容台数	88	97	-	-	-
JR千代川駅前自転車等駐車場 利用者数	人	定期利用者数×月数＋一時利用者数	44,880	46,442	-	-	-
JR千代川駅前自転車等駐車場 利用率	%	{(定期利用台数＋一時利用台数)／年度内日数}／収容台数	20	21	-	-	-

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	●駐車利用については、上下段ラック収納方式の駐車場においては枠指定をせず、列指定で利用者の不公平感をなくし、平等を確保した。
利用者に対するサービスの向上	●JR馬堀駅前自転車等駐車場の一時利用料金の値下げを行った。●JR千代川駅前自転車等駐車場の一時利用の精算にコインポストを導入した。●利用者に対しアンケート調査を実施し、現状を把握することにより、より一層サービスの向上を図った。●利用者に安全な利用法の指導と利用法等の説明の徹底を行った。●利用者に対し丁寧な対応をした。●シニアカーの駐車場所を確保した。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	●原動機付自転車の利用を125cc以下まで受入れ可能としている。●ラックを一部取り外すなど一時利用者の車両置き場を見直した。●ラックに収容できないサイズの車両についても専用スペースを設ける等臨機応変に受入れを行っている。
管理経費の縮減	●利用者が減少していることから、一定のサービスを担保しつつも適切な人件費や光熱費の削減に努めた。
施設の適切な維持管理	●管理業務についての研修やパソコン研修を実施した。●施設内のラック等の定期点検及び清掃等を実施した。●雨天・降雪時等に施設内外の管理を行い、利用者の安全確保を図った。●施設内の消防施設・自動ゲート等の点検を行った。●施設周辺の植栽管理を行った。
施設の適切な運営	●始発から終電までの施設運営とし、利用者に対し施設利用の拡大を図った。●パソコンに入力されている個人情報データについては、持ち出し禁止措置を行い、従業員の入室について制限を行い情報漏洩を防止した。●緊急事態発生時の連絡体制を定めている。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載)

レンタサイクル事業(亀岡市観光協会実施)

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況(実施していない場合はその理由)

把握方法	利用者にアンケート調査票を渡し、アンケートに記入いただく。
把握結果	アンケート調査票を回収し、要望・満足度等を把握する。
把握結果への対応	施設及び運営管理については、市と指定管理者協議の上、改善に努めている。・朝礼や研修等を通して職員の接遇の向上に努めている。

9 その他課題事項とその対応状況

●精算機が新紙幣及び新500円貨幣に対応しておらず、利用者から苦情が発生している。●施設の経年劣化により、設備・備品の修繕等が必要となっている。●レンタサイクル事業への協力については、時期により多忙を極めることから改善が求められる。●定期利用カード等の回収のため保証金制度を導入するか検討課題である。

10 施設所管課による指定管理者の評価

	S : 特にすぐれている	●利用者に対しアンケート調査を実施し、現状を把握することにより、より一層サービスの向上を図れている。●利用者に安全な利用法の指導と利用法等の説明の徹底を行っている。
○	A : 適正である	
	B : さらなる努力が必要	
	C : 改善すべき点がある	

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号) まちづくり推進部土木管理課(0771-25-5043)

1 施設の概要

施設の名称	メディアス亀岡自転車等駐車場
所在地/電話番号	亀岡市大井町土田2丁目58番地の1/0771-22-0157
開設年月	平成5年7月1日
設置条例	亀岡市自転車等駐車場条例
設置目的	自転車等を利用する市民を対象に駅周辺の自転車等の秩序を確立し、市民が安全で快適・便利に利用できる駅前や駅周辺の美しい街並みを維持するため。
施設概要	鉄骨造 敷地面積 164.40㎡ 建築延べ面積 164.40㎡ 収容台数 188台 (自転車 188台)

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	大井町自治会			指定期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日			
	所在地/電話番号	亀岡市土田2丁目11番20号/0771-22-0157				終了日	令和 10 年 3 月 31 日			
選定方法		一般公募	条件付公募(※)	○ 非公募(※)	評価 対象期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日			
利用料金制度		○ 導入済	未導入			終了日	令和 7 年 3 月 31 日			

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均		令和6年度決算 (指定期間1年目)	令和7年度決算 (指定期間2年目)	令和8年度決算 (指定期間3年目)	令和9年度決算 (指定期間4年目)
0		0	-	-	-
補足説明	施設の管理運営業務に必要な全ての経費は、指定管理者の収入である利用料金を基に、指定管理者が負担している。				

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均		令和6年度決算 (指定期間1年目)	令和7年度決算 (指定期間2年目)	令和8年度決算 (指定期間3年目)	令和9年度決算 (指定期間4年目)
1,170		1,266	-	-	-
補足説明	利用料金制度を導入している施設のため、指定管理者の収入となる。				

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

指標名	単位	稼働率の求め方	令和5年度実績 (前指定管理者 指定期間の 最終年度)	令和6年度実績 (指定期間 1年目)	令和7年度実績 (指定期間 2年目)	令和8年度実績 (指定期間 3年目)	令和9年度実績 (指定期間 4年目)
施設全体の利用者数	人	年間利用者数	743	853	-	-	-
自転車駐車場利用率	%	年間利用者数/12/収容台数	33	38	-	-	-

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	●駐車利用については、上下段ラック収納方式であることから枠指定を行い、利用者のための方策を実施している。
利用者に対するサービスの向上	●利用者の申し出により受付時間外の受付も実施している。●接遇研修を実施し、利用者の公平性を基本に心のこもった接遇に努めている。●アンケート調査を実施し、利用者の要望の把握に努めている。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	●利用者の問い合わせ・要望に対して時間外対応など可能な限りの対応を行っている。●年次的な施設の改修を計画する。
管理経費の縮減	-
施設の適切な維持管理	●施設内のラック等の安全点検を毎月実施した。
施設の適切な運営	●利用者に対し施設利用の向上に努めた。●台帳に記載されている個人情報のデータについては、持ち出し禁止措置を行い、係員の入退室について制限を行い情報漏洩を防止した。●緊急事態発生時の連絡体制を定めている。●駐車車両へのいたずら抑止のため、防犯カメラを設置している。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載)

レンタサイクル事業(亀岡市観光協会実施)

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況(実施していない場合はその理由)

把握方法	アンケート調査による
把握結果	時間外対応を求めるなどの要望があった。
把握結果への対応	時間外対応や防犯カメラの設置など要望に対し、実施可能な方策を行っている。

9 その他課題事項とその対応状況

●施設の安全点検は日々行われているが、施設の老朽化が進行している。●メディアス亀岡では、管理組合に共益費を収めるなどし、建物に対する修繕に備えている。

10 施設所管課による指定管理者の評価

	S : 特にすぐれている	●当該施設の管理運営については、指定管理者制度導入以前から利用料金制を採用した施設管理を大井町自治会に委託し、地域住民の利便性の確保と放置自転車の抑制に努めてきた。●平成18年度から指定管理者として大井町自治会と協定を締結し、地域住民の利便性を第一に考えた管理運営を徹底している。●時間外の対応を図るなどして、利用者へのサービス向上に努めている。
○	A : 適正である	
	B : さらなる努力が必要	
	C : 改善すべき点がある	

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営実績評価シート(令和6年度実績)

施設所管課(電話番号) 教育部社会教育課(0771-25-5054)

1 施設の概要

施設の名称	亀岡市七谷川野外活動センター
所在地/電話番号	亀岡市千歳町千歳南山40番地/0771-24-6411
開設年月	昭和57年4月1日
設置条例	亀岡市野外活動施設条例
設置目的	自然の中で心身ともに健全な青少年の育成及び市民の交流を推進するため、野外活動施設を設置。
施設概要	敷地面積 26,770㎡ 管理棟(スポーツハウス)・和室(39畳)・会議室 野外調理棟(2棟)、屋外便所(水洗式) 芝生広場、キャンプ場、営火場、基礎体力づくり遊具、ハイキング路 等

2 指定管理者 ※施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況は「7」を参照(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当)

指定管理者	名称	千歳町自治会			指定期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日			
	所在地/電話番号	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3/0771-22-0682				終了日	令和 10 年 3 月 31 日			
選定方法		一般公募	☐ 条件付公募(※)	非公募(※)	評価 対象期間	開始日	令和 6 年 4 月 1 日			
利用料金制度		☐ 導入済	未導入			終了日	令和 7 年 3 月 31 日			

3 指定管理料(指定管理者の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均		令和6年度決算 (指定期間1年目)	令和7年度決算 (指定期間2年目)	令和8年度決算 (指定期間3年目)	令和9年度決算 (指定期間4年目)
4,054		3,500	-	-	-
補足説明	施設の管理運営業務に必要な経費として市が指定管理者に支払っている指定管理料である。				

4 利用料金(使用料)収入(指定管理者の収入または市の収入) (単位:千円「千円未満四捨五入」)

前指定管理者 指定期間の年度平均		令和6年度決算 (指定期間1年目)	令和7年度決算 (指定期間2年目)	令和8年度決算 (指定期間3年目)	令和9年度決算 (指定期間4年目)
4,145		4,260	-	-	-
補足説明	利用料金制度を導入している施設のため、指定管理者の収入となる。				

5 施設利用状況(量)を示す指標 ※施設の状況に応じて設定

指標名	単位	稼働率の求め方	令和5年度実績 (前指定管理者 指定期間の 最終年度)	令和6年度実績 (指定期間 1年目)	令和7年度実績 (指定期間 2年目)	令和8年度実績 (指定期間 3年目)	令和9年度実績 (指定期間 4年目)
施設全体の利用者数	人	-	13,053	11,719	-	-	-
キャンプ場利用者数	人	-	1,609	1,502	-	-	-

6 指定管理者の施設管理状況

利用者の平等な利用の確保	●特定の団体や一部の利用者に片寄ることなく、市民が等しく平等に利用できるよう適切な対応を行った。
利用者に対するサービスの向上	●シャワーの利用を家族単位やグループ単位で時間を決めて利用してもらい、その都度、消毒と清掃を行い、利用者が安全かつ気持ちよく使えるようにした。 ●予約状況について随時ホームページに掲載し、情報提供に努めた。
施設の効果的な活用、利用者の増加策	●利用者の要望、苦情等の把握のため、できる限り利用者から利用後の感想を直接聞き取り、施設運営に反映させた。
管理経費の縮減	●経常的経費の節減に努めた。 ●使用ゴミの持ち帰りを徹底することにより、ゴミ排出量の削減を図った。
施設の適切な維持管理	●野生生物(熊、猿など)出没の情報を得て、利用者に対する注意喚起を行った。 ●キャンプ場及びその周辺の樹木について、害虫の駆除を定期的に行った。 ●大雪が降った後、利用者の安全を図るために除雪を行った。 ●台風や大雪で折れた樹木の枝の伐採や撤去を行った。
施設の適切な運営	●安心安全な利用を徹底するために、適宜打ち合わせを行い、共通理解を図った上で、職員全員で施設の管理や運営を進めた。

7 施設管理の代行とそれに密接に関連する事業を併せて代行させる場合の事業実施状況

(全ての条件付公募施設及び一部の非公募施設が該当、主な事業を記載)

該当なし

8 利用者の要望・満足度等の把握とその対応状況(実施していない場合はその理由)

把握方法	●利用者の感想や要望、苦情等の把握のためアンケート箱を設置した。
把握結果	●利用者からは、楽しく利用しているという声を多く聞くことができた。
把握結果への対応	●利用者が気持ちよく過ごせるための接客研修、施設の安全管理研修、衛生研修、個人情報保護に係る研修を随時行った。

9 その他課題事項とその対応状況

●新型コロナウイルスの影響で活動を自粛していた子どもたちの健全育成を目的とした団体等の利用が大幅に増加した一方、地域行事がコロナ禍以前に戻ったり泊を伴う旅行が増えたりした影響でキャンプの利用者が大幅に減少した。状況の変化等にも柔軟に対応しながら引き続き、営業利益が上がるように施設の多角的な利用の仕方を考え、利用増進に努める。
●亀岡市の良さを市外に広めていくために、農業体験及び田舎体験を主目的とする事業を実施する。
●亀岡市内の利用者をさらに増やしていくために、ホームページ等を通して、広報に努める。

10 施設所管課による指定管理者の評価

	S : 特にすぐれている	利用者が安心安全に利用できるよう配慮し、適正な管理運営が行われていると評価できる。
○	A : 適正である	
	B : さらなる努力が必要	
	C : 改善すべき点がある	